

第 1 回上越市同和对策等審議会 次第

日時：2021 年 5 月 27 日（木）午後 2 時～

場所：木田庁舎 401 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 部長挨拶

4 諮 問

5 議 事

(1) 第 4 次人権総合計画実施計画について

(2) 第 5 次人権総合計画の策定方針について

(3) その他

6 閉 会

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画
(第4次人権総合計画)

令和3年度 実施計画

- 人権を守る取組
- 同和問題の根本的かつ速やかな解決
- 障害のある人の自立と社会参加の実現
- 男女共同参画社会の実現
- 外国人市民の人権保障の実現
- 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実
- 子どもの人権の確保
- 様々な人権問題への対応

令和3年5月

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策 具体的な施策(目的) 実施施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
第1節 個人情報の保護									
(1)上越市個人情報保護条例の適正な運用 市民の基本的な人権の保障を図るため、個人情報 は原則として直接本人から収集するものとし、市が 保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂 正、削除、中止の請求権を保障します。	総務管理課	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会の開催(5回)	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会を開催し、情報公開制度の適切 な運用と個人情報の適切な管理を 行った(5回開催)。	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会の開催(4回)			継続		・情報公開・個人情報保護制度等審 議会の開催(4回)
		・個人情報保護条例に基づき適正な 開示等を行う。	・個人情報保護条例に基づき適正な 開示等を行った(請求件数:80件)。	・個人情報保護条例に基づき適正な 開示等を行う。			継続		・個人情報保護条例に基づき適正な 開示等を行う。
(2)上越市情報公開条例の適正な運用 上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人 情報の保護に最大限の配慮をします。	総務管理課	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 った(請求件数:170件)。	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。			継続		・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。
(3)市職員の資質の向上 市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別 性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施 し、職員の資質の向上に取り組みます。	総務管理課	・4月に新規職員研修を、5月に各課 等の文書主任又は副主任を対象に一 般職員研修を、12月に係長級及び 主任級の職員を対象に一般職員研 修を実施する。	・7月に新規職員研修、8月に新任係 長研修、8・9月に各課等の文書主任 又は副主任向けの一般職員研修を 実施するとともに、12月にも係長級と主 任級向けの一般職員研修を実施し た。	・4月に新任係長研修を、5月に新規 職員研修を、7月に各課等の文書主 任又は副主任を対象に一般職員研 修を、12月に係長級及び主任級の 職員を対象に一般職員研修を実施す る。			継続		・4月に新任係長研修、5月に新規職 員研修、7月に各課等の文書主任 又は副主任向けの一般職員研修を 実施するとともに、12月にも係長級と主任 級向けの一般職員研修を実施する。
(4)民間事業者に対する指導 事業者が保有する市民の個人情報が適正に取り 扱われるよう啓発を進めるとともに、市民から問題提 起がなされた場合は、調査及び検討を行い的確に 対応します。	総務管理課	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知した。 ・個人情報の保護に関する市民から の問題提起はなかった。	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。			継続		・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。
(5)戸籍謄本等の不正取得の防止 戸籍謄本等の不正取得を防止するため、戸籍法 及び住民基本台帳法に基づき本人確認を適切かつ 厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通 知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に 取り組みます。	市民課	・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 ・市民課内に取得啓発ポスターを掲 示 ・各種研修会における本人通知制 度のチラシ配布や広報上越等への掲 載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登 録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発	・本人確認を徹底し、申請・届出内 容についても厳格な審査を行い不正防 止に努めた。 ・本人通知制度をエフエム上越、各 種研修会、講演会等の機会にチラン のチラシ配布や広報上越等への掲 載による制度の周知促進 ・市職員にはグループウェアで制 度周知及び登録を促した(登録者 数:1,900人)。 ・住民票等の発行履歴を確認し、確 実に通知することにより、制度の確 な運用を図った。	・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 ・市民課内に取得啓発ポスターを掲 示 ・各種研修会における本人通知制 度のチラシ配布や広報上越等への掲 載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登 録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発	・白山会館での現地学習会など で、積極的に参加者へ本人 通知制度への登録を促し ていることは承知しているが、 それでも登録数が伸びておら ず、登録率は妙高市よりも低 い。市職員が全員登録すれ ば妙高市よりも登録率は高く なるはず。推測だが、登録し ない理由に差別を受ける立 場の人のための制度だと誤 った認識を持った市民が多く いるのではないかと、市として もう少しいろいろな場面で登 録を促していくことが大切では ないか。	・引き続き、職員や市民に周 知していく。R2年度に実施し た「人権・同和問題に関する 市民意識調査」の本人通知 制度に関する回答では、7割 が「制度を知らない」との結果 であったことから、まだまだ市 民への周知は足りないと認識 している。今後はラジオCMな どもやしていきたい。 ・また、市職員だけでなく教職 員もたくさんいるので、小中学 校の校長会なども周知する とともに、委員それぞれの立 場でも周知に協力してほしい。	継続		・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 ・市民課内に取得啓発ポスターを掲 示 ・各種研修会における本人通知制 度のチラシ配布や広報上越等への掲 載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登 録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーやラジオ放送、会議等 での啓発
第2節 人権侵害の救済に向けて									
(1)相談窓口の周知 新潟地方法務局上越支局や上越市人権擁護委員 協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うと ともに、相談窓口の活用について市民への周知を 図ります。	人権・同 和対策室	・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権 相談所や法務局の相談窓口の開設 情報を広報上越や市ホームページ で市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供する (18回開催)。	・市民の人権相談に対応したほか、 人権擁護委員協議会の特設人権 相談所や法務局の相談窓口の開設情 報を広報上越や市ホームページで 市民に提供し、活用を促した。 ・特設人権相談所の会場を提供した (新型コロナウイルス感染症の影響で 11回の開催に減少)。	・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権 相談所や法務局の相談窓口の開設 情報を広報上越や市ホームページ で市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供す る。			継続		・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権 相談所や法務局の相談窓口の開設 情報を広報上越や市ホームページ で市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供する (16回開催)。
(2)女性相談の実施と支援体制の整備 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設 置して様々な相談に対応するとともに、安全確保な ど関係機関と連携して支援に取り組みます。	男女共同 参画推進 センター	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上 越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連 絡会議及び個別のケース会議の開 催	・女性相談員3人を配置し、相談窓口 を設置した。 相談延べ件数:3,100件 相談実人員:260人 ・広報上越やウィズじょうえつから のおたより、女性相談カード、デートDV 防止リーフレット、大型パネルで相談 窓口の設置情報を市民に提供した。 ・DV庁内連絡会議を1回開催し、関 係機関で情報共有を図るとともに、連 携と支援体制を確認した(個別の ケース会議は随時開催)。	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上 越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連 絡会議及び個別のケース会議の開 催			継続		・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上 越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連 絡会議及び個別のケース会議の開 催

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)						
実施施策		担当課								
(3)障害のある人に対する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、迅速かつ適切に対応できる相談体制を整えます。また、休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターと連携し24時間対応可能な相談窓口及び短期入所用居室(緊急一時預かり)を確保します。		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制を強化するため、R2年4月から高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加した。 ・整備した4か所の地域生活支援拠点において、相談対応や緊急時の受入れ体制を確保し、障害のある人の地域での安心な暮らしをサポートした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績では、「地域における相談体制を強化した」とあるが、どのように強化したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H31年4月から福祉の拠点である福祉交流プラザへ移転し、そこに専門職を集約して福祉や健康、子育てに関する相談機能を一元化した。また、R2年4月から高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害や生活困窮などの相談機能を付加した。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
(4)子育てに関する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 児童虐待を予防するため、乳幼児健診や子育てひろば、保育園等において子育てに関する相談と情報提供を行うことで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。また、保育園や小・中学校、地域と連携して虐待の早期発見に取り組むとともに、児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と協議して支援方針を決定し、児童相談所への送致や在宅支援等を行います。		すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかなくらし包括支援センターでは、子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象に専門的かつ総合的な相談体制を整えており、福祉の総合相談窓口として、子どもの育ちに関する相談機能や地域包括支援センターの総括機能を有している。 ・児童虐待に関する相談については、社会福祉士、保育士、家庭相談員などの専門職が、実態を的確に把握し、早期の支援を行った。 相談延べ件数:4,500件 ・定期的に、保育園や小中学校等と情報を共有し、児童虐待の予防とともに早期発見を図った。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応 			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応 	
(5)外国人相談の体制整備 外国人の人権に配慮し、日本人と違う悩みをもつ外国人の相談に応じるためには、専門的な知識をもち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、市を始め、関係機関や民間団体・組織の相談体制の整備と充実を図ります。		共生まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 ・開設時間を拡充するとともに、72言語に対応する対話型自動翻訳機(2台)を導入した。 ・オンラインによる相談に対応した。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談件数:350件 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) ・オンラインによる相談対応。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、「オンライン」という表現がよく出てくるが、活用状況はどうか。 ・説明では、「5年間で市の外国人が1.7倍になった」とのことだが、何人から1.7倍に増えて、何人になったのか。増加する外国人に対する様々な面での対応を行政だけでなく、事業所や地域に協力を求めているかなければ、安心して上越市に住めなくなってくるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これからパソコンを購入してオンラインを実施する。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、最近、訪問相談よりも電話相談の件数が増えてきた。しかし、電話だと書類の書き方を説明するだけでも面倒だが、オンラインは双方で書類を見ながら話ができる効率が良いことから、今回の取組に至った。 ・H27年1,078人からR元年1,677人に増加した。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン
(6)地域包括支援センターの運営 地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとして地域包括支援センターの機能の充実を図ります。		すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応した。 ・R2年度からは、新たに障害及び生活困窮に関する相談にも対応し、市民の身近な相談窓口としての機能の拡充を図った。 総合相談延べ件数(高齢者、障害者、生活困窮者):62,700件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターでの相談対応 			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターでの相談対応 	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策									

第1節 人権擁護の確立

1 部落差別事件への対応

(1)庁内関係課の連携 同和対策等推進会議など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。	人権・同和対策室	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を概ね2か月に1回開催する(7回)。 ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続してガイドラインに基づく古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。	・連携会議を3回開催し、差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有を図るとともに、古絵図等の適正な取り扱いなどをまとめた改定後のガイドラインを全職員に周知し、取り扱いの徹底に努めた(新型コロナウイルス感染症や大雪の影響により、3回の開催に減少)。	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を概ね2か月に1回開催する(6回)。 ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続して古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。			継続		・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を概ね2か月に1回開催する(6回)。 ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続して古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。
(2)相談窓口の利用促進 新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について広報上越で市民に周知します。	人権・同和対策室	(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(新型コロナウイルス感染症の影響で11回の開催に減少)。	(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する。			継続		(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(16回開催)。
(3)被差別部落の人々が持っている課題の把握 埋もれている問題を受け止めるなど被差別部落の人々が持つ課題を把握するため、日頃から被差別部落の人々と交流を図ります。	人権・同和対策室	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行う。	・部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。			継続		・毎月、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。
(4)啓発活動の実施 市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。	人権・同和対策室	・人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	・人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 ・人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 ・同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	・人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	・実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか、また、複数あるのか、多くの方から活用してもらえないよう、引き続き取り組んでほしい。	・地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続		・人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。
		・人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部へ減少)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	・人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部へ減少)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	・人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。			継続		・人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。
	歴史博物館	・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修会を開催する。	・展示資料及び展示意図の正しい理解を図り、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を向上させるとともに、歴史博物館を活用した教育活動に役立てる目的で、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭を対象に研修会を開催した(3回、延べ99人参加)。	・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催 ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催			継続		・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催 ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催

第2節 人権教育・啓発の推進

1 市民への人権啓発

(1)市職員の資質の向上 市職員一人一人が同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるように、計画的に職員研修を実施します。	人権・同和対策室	・新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 ・係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替える。	・新規採用職員(7月16日、36人参加)研修を実施した。 ・新規採用職員や区総合事務所の人権・同和対策担当、教育委員会職員を対象にした同和問題研修(11月6日、130人参加)を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で全国人権・同和教育研究大会新潟大会が延期となり、係長級と所属長職員への研修機会の提供はできなかった。	・新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 ・係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。			継続		・新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 ・係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。
---	----------	--	---	---	--	--	----	--	---

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
		社会教育課	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・7月15日に教育委員会正規職員、教育委員及び市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者53人)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、それぞれ新任者のみを対象とした。 ・11月6日教育委員会職員等を対象とした同和問題研修会を開催した(受講者130人)。	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催			継続		・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催
(2)関係機関、団体の活動支援	関係機関、団体等の職員に対し人権教育、同和教育の指導者として資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を開催します。	社会教育課	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を44回開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を30人以下とし、7月以降の開催とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内に限定した。 ・講師派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月以降申込を受付けた(申込みなし)。	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)			継続		・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)
(3)市民意識調査の実施	人権・同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。	人権・同和対策室	・第5次人権総合計画策定のための市民意識調査を実施する(作成、依頼、回収、集計、結果分析)。	・5年毎に行っている「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施した。7月に書面開催とした同和対策等審議会の意見等を踏まえて、8月28日付けで市民2,000人に調査を依頼し、830人から回答を得た(回答率41.5%)。その後、同和対策等審議会の正副会長等の協力のもとで2回の分析会議を開催し、分析結果をまとめた。	・調査なし			継続		・調査なし(次回、R7年度予定)
(4)市民への啓発と支援	市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。	人権・同和対策室	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえよう、引き続き取り組んでほしい。	(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続		(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。
		人権・同和対策室	・部落差別解消推進法を啓発するため、市ホームページへの掲載やエフエム上越での放送を行うとともに、市の新規採用職員研修及び同和問題研修会の場で紹介した(新型コロナウイルス感染症の影響で企業研修会と市民セミナーを中止したため、啓発の場は前年度よりも減少)。	・部落差別解消推進法を啓発するため、市ホームページへの掲載やエフエム上越での放送を行うとともに、職員・企業研修や市民セミナーなどで紹介する。	・部落差別解消推進法を啓発するため、市ホームページへの掲載やエフエム上越での放送を行うとともに、職員・企業研修や市民セミナーなどで紹介する。			継続		・部落差別解消推進法を啓発するため、市ホームページへの掲載やエフエム上越での放送を行うとともに、職員・企業研修や市民セミナーなどで紹介する。
		人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部へ減少)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		事業計画(予定)							
実施施策		担当課									
		教育総務課 学校教育課	・全国人権・同和教育研究会新潟大会の開催に当たり、人権・部落問題に関する学習の機会を提供し、一層の人権意識の高揚を図ることを目的とした人権啓発パネル展や、出前講座を開催する。	・8月にインターネットと人権問題、10月に子どもの人権、3月に女性、外国人、LGBTの人権をテーマに人権啓発パネル展を開催した。 ・出前講座を以下のとおり開催した。(38回、1,003人参加) 【内訳】 児童・生徒向け…20回(686人参加) 教職員向け…6回(111人参加) 地域団体向け…12回(206人参加)	・全国人権・同和教育研究会新潟大会の開催に当たり、人権・部落問題に関する学習の機会を提供し、一層の人権意識の高揚を図ることを目的とした人権啓発パネル展(2会場)や、出前講座を開催する。			継続		・全国人権・同和教育研究会新潟大会の開催に当たり、人権・部落問題に関する学習の機会を提供し、一層の人権意識の高揚を図る目的で、人権啓発パネル展(2会場)や、出前講座を開催する。 ・全人数が教職員の学びや市の人権教育、同和教育の充実・発展の契機となるよう、校長会と連携して、より多くの職員が参加するように働きかける。 ・各校への授業改善支援訪問や、学校教育実践上の重点説明会で繰り返しその意義を伝える。 ・妙高・糸魚川の隣接市にも働きかけて、合同実践報告者研修会や発表会を行う。	
	(5)県及び各関係機関・団体との連携 市民の学習機会を充実させるため、新潟地方務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。	人権・同和対策室	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。			継続		・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を市民に提供するため、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等を行う。	
2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進											
	(1)教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どももびやかに育つように、取り組みます。	保育課 学校教育課	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 ・どの子どもにとっても安心して過ごせる園であること、支援が必要な園児やその背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導助言する。 ・園や保護者の相談に応じる。	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 ・訪問時に園から保護者や子どもの様子を聞き取ったり、園の様子を参観したりしながら、指導や助言を行った。 ・園や保護者の相談に応じる。	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 ・どの子どもにとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。			継続 継続		・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 ・どの子どもにとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。	
	(2)子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。	保育課 学校教育課 すこやか ならし包 括支援セ ンター	・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。 ・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行事内容に制限を設けた中で工夫しながら、幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を図った。 ・園は、学校運営協議会で本年度の目標や課題等を協議し、地域資源の活用について意見をもらった。 ・園は、園の取組や行事等について、園だよりや行事案内等で情報提供や発信を行った。 ・6月に要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所、警察、教育委員会等の関係機関と児童虐待の現状の情報を共有するとともに、活動内容や連携体制を確認した。	・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。 ・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。 ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催			継続 継続 継続		・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。 ・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。 ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	
	(3)子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。	こども課	・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施する。 ・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」の実施を依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。各学校では11月～12月に「子どもの権利学習」を実施した。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。	・11月に、市役所、総合事務所、市民プラザをはじめとした公の施設に子どもの権利に関するパネルを掲示し、啓発に取り組んだ。 ・広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」の実施を依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。各学校では11月～12月に「子どもの権利学習」を実施した。 ・子どもの権利啓発の取組として、高田特別支援学校に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催した。	・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。			継続	・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度					
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)								
実施施策		担当課										
(4)人権教育、同和教育の充実を図るため、教職員や保育関係職員の意識や資質を向上するための研修を継続的にを行います。		保育課	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、当該研修会は開催されなかったため、参加できなかった。	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。				継続		・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	
		すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回	・関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。 代表者会議:1回実施 合同実務者会議:2回実施 ブロック会議:4ブロック 合計14回実施	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回				継続		・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回	
		こども課	・9月末までに子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修会の開催を中止した。	・子どもの権利に関する職員研修会の開催					継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから内容の見直し等は考えていない。	・子どもの権利に関する職員研修会の開催
		保育課	・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。	・11月13日開催の東本町小学校の人権教育・同和教育研修会に参加する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響から参加者が少数に限定されたため、保育園関係者は参加しなかった。	・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。					継続		・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。
		学校教育課	・現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加促進	・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国人権・同和教育研究大会新潟大会は延期となったが、歴史博物館研修や現地学習会等、各種研修会に多数参加した。	・現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加促進					継続		・現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加促進
		すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 ・市民を対象とした出前講座を実施する。 ・保育園及び小中学校等において「子どもの虐待防止ハンドブック＜ダイジェスト版＞」を活用した児童虐待対応研修を実施する。	・子どもの虐待防止実務者研修会を実施した(4回)。 ・児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した(15回、269人参加)。 ・保育園及び小中学校等において「子どもの虐待防止ハンドブック＜ダイジェスト版＞」を活用した児童虐待対応研修を実施した(158施設、3,053人)。	・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施 ・高校等において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修の実施				継続		・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施 ・高校等において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修の実施	
3 学校教育における人権教育、同和教育の推進												
(1)推進体制の充実 学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進のあり方を協議します。また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。		学校教育課	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と実践の共有化	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市学校同和教育推進協議会は書面による報告説明・決議で実施。 ・8月7日には新型コロナウイルス感染症の影響により、申し込み制限を行いながらも、大湯・柿崎地区の現地研修会を実施した。 ・同和教育研究指定地区制度実施説明会は、紙上説明に変更。2年目として、名立・潮陵中学校区、城東中学校区、1年目として、柿崎・吉川中学校区、城西中学校区を指定した。2月12日に成果発表会を行い、各校の取組の普及を図った。また、その成果を「学校同和教育研修資料その40」にまとめ、市内全小中学校区に配付し共有を図った。	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付				継続		・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
(2)教職員を対象とした研修の充実 人権・同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、「差別の現実深く学ぶ」という姿勢のもとに、自らの意識を見つめ直すため、現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。			学校教育課	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象とした歴史博物館研修の実施 ・現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加促進	・学校教育実践の重点説明会や転入管理職を対象とした研修会を実施した。 ・転入管理職等を対象とした歴史博物館研修を実施した。 ・差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けて、現地学習会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加を促した。	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象とした歴史博物館研修の実施 ・差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けて、現地研修会や当市で開催される全人教(県同和教育研究大会を兼ねる)等への参加促進				継続	
(3)人権教育、同和教育の学習指導の充実 教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた人権教育、同和教育を推進し、人権教育強調週間などで集中学習を行います。さらに、それぞれを関連させた取組も推進します。また、全体計画の作成により日常の学校生活の諸面でも取り組めるようにします。あわせて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した人権教育、同和教育の推進を目指します。		学校教育課	・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	・視覚的カリキュラムを通して、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、指導、助言をした。 ・市教育委員会計画訪問等で公開授業を参観し、授業改善についての参観授業を通し、適宜指導を行う。	・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。				継続		・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。
(4)教材の活用推進 「生きる」や「にんげん」などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。		学校教育課	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	・授業改善支援訪問において、副読本の効果的な活用の仕方や授業改善について指導、助言を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染者等への差別など、新たな人権課題に対する教材化・授業実践について、指導、助言を行った。	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。				継続		・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。
(5)学校と地域の連携 人権教育、同和教育の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にしていくことが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。		学校教育課	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導を行う。	・学校教育実践の重点説明会で、保護者や地域啓発について、具体的な事例を示しながら取組の共有を図った。 ・同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模や対象を縮小しつつも、指定各中学校区で実施した。	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発に向けた情報発信や授業公開等の取組の指導を行う。				継続		・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発に向けた情報発信や授業公開等の取組の指導を行う。
4 社会教育における人権教育、同和教育の推進											
(1)地域での人権教育、同和教育の推進 市民一人一人に浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進を図ります。		社会教育課	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	・人権を考える講話会を15小学校区で開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、9月以降の開催とした。また、1月開催予定であった1校については大雪のため、R3年度に延期となった。	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16~17小学校区で開催予定)				継続		・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)
(2)教育関係職員や教育委員に対する研修の実施 地域における人権教育、同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。		社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を44回開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を30人以下とし、7月以降の開催とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内に限定した。(再)講師派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月以降申込を受付けた(申込みなし)。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)				継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
(3)学習教材の整備 人権教育、同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。		社会教育課	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	・図書17冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供				継続		・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		事業計画(予定)							
実施施策											
	(4)啓発・広報活動の充実 市民の人権意識の高揚を図るため、広報上越、講演会、研修会による啓発活動を実施します。	人権・同和対策室	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえよう、引き続き取り組んでほしい。	(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続			(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。
			(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。						(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。
		社会教育課	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介	・講師派遣事業、図書・DVD利用を周知するため、市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業や白山会館紹介ページに図書・ビデオ目録を掲載するとともに、現地学習会等で図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行った。	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介			継続		継続	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介
	(5)白山会館事業の充実 白山会館を拠点とし、差別の現実学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小中学生学習会などを推進します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を44回開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を30人以下とし、7月以降の開催とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内に限定した。 ・地域交流事業:新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、バスハイキング、もちつき大会のいずれも中止とした。 ・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、7月以降活動を開始した。年間を通じて、97回実施し、延べ338人が参加した。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で地域交流事業を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから内容の見直し等は考えていない。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	
第3節 社会参画の推進											
	(1)啓発活動の充実 被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。	人権・同和対策室	・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行う。	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。			継続			・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)毎月、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。
			(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえよう、引き続き取り組んでほしい。	(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。			

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)							
実施施策		担当課									
		人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。	
			社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を44回開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を30人以下とし、7月以降の開催とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内に限定した。 (再)講師派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月以降申込を受けた(申込みなし)。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)			継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
		社会教育課	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、7月以降活動を開始した。年間を通じて、97回実施し、延べ338人が参加した。	(再)小中学生学習会の実施			継続	(再)小中学生学習会の実施		
		人権・同和対策室	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替える。	(再)新規採用職員(7月16日、36人参加)研修を実施した。 (再)新規採用職員や区総合事務所の人権・同和対策担当、教育委員会職員を対象にした同和問題研修(11月6日、130人参加)を実施した。 (再)新型コロナウイルス感染症の影響で全国人権・同和教育研究大会新潟大会が延期となり、係長級と所属長職員への研修機会の提供はできなかった。	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。			継続	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。		
社会教育課	(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)7月15日に教育委員会正規職員、教育委員及び市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者53人)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、それぞれ新任者のみを対象とした。 (再)11月6日教育委員会職員等を対象とした同和問題研修会を開催した(受講者130人)。	(再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催			継続	(再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催				
人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	・人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、人権担当リーダー研修会など)に職員が参加する。	・人権団体が主催の人権担当リーダー研修会(10月9日、11月16日、12月3日)に担当職員を派遣した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、部落解放東日本研究集会や部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会は実施されなかった。	・人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、人権担当リーダー研修会など)に職員が参加する。			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会等の中止により一部参加できなかったが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。 ・人権団体が主催の研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、人権担当リーダー研修会など)に職員を派遣する。				

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策									
第4節 雇用の促進、産業の振興									
1 企業への啓発推進									
(1)企業に対する啓発事業の推進 企業の社会的責任として、求職者の基本的な人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を開催します。	人権・同和対策室	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	・公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を8月に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから、内容の見直し等は考えていない。	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
2 雇用の促進、産業の振興									
(1)職業の安定、雇用の促進 被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくするため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。	人権・同和対策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を8月に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから、内容の見直し等は考えていない。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
	産業政策課	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	・新型コロナウイルスの影響により、新規学卒求人申込説明会を中止したが、公正採用選考についてのチラシを郵送するなど、事業所への意識啓発を図った。	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。			継続		・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。
(2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の周知 企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。	産業政策課	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。			継続		・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。
第5節 社会福祉の充実									
(1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応 市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民の支援を行います。	人権・同和対策室	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行う。	(再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。			継続		(再)毎月、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。
第6節 生活環境の改善									
(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進 白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。また、講演会や研修会等を開催し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見と差別意識をなくするための市民啓発を一層推進していきます。	社会教育課	(再)地域交流事業：バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)地域交流事業：新型コロナウイルス感染防止の観点から、バスハイキング、もちつき大会のいずれも中止とした。 (再)人権を考える講話会を15小学校区で開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、9月以降の開催とした。また、1月開催予定であった1校については大雪のため、R3年度に延期となった。 (再)講師派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月以降申込を受付けた(申込みなし)。	(再)地域交流事業：バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16～17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)			継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で地域交流事業を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから内容の見直し等は考えていない。	(再)地域交流事業：バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
(2)環境整備活動の推進 周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。	人権・同和対策室	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進した。	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。			継続		・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的) 実施施策		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)						
第1節 人権擁護の確立										
(1)相談支援体制の充実 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、相談に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。 また、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有し、障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的かつ円滑に推進する体制を整えます。	福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制を強化するため、R2年4月から高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加した。 (再)整備した4か所の地域生活支援拠点において、相談対応や緊急時の受入れ体制を確保し、障害のある人の地域での安心な暮らしをサポートした。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施				継続		(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
(2)緊急時の相談、救済体制の確保 休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターとの連携により24時間対応可能な相談窓口及び短期入所居居室(緊急一時預かり)を確保します。	福祉課	(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施	(再)整備した4か所の地域生活支援拠点において、相談対応や緊急時の受入れ体制を確保し、障害のある人の地域での安心な暮らしをサポートした。	(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施				継続		(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
(3)権利擁護体制の充実 障害のある人の権利擁護を進めるため、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施	(再)R2年4月から、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加することとし、上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制を強化した。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施			拡充	・地域の中核的な機関を明確化し、関係団体と意見交換を行う場を新たに設けて取り組む。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度における地域の中核的な機関を明確化し、地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「(仮称)連絡連携会議」を開催する。	
(4)人権啓発の推進 障害のある人に対する差別や偏見を解消し障害のある人の人権について理解を促すため、講座の開催や資料の配布による啓発を行います。	人権・同和対策室	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえよう、引き続き取り組んでほしい。	(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続		(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。	
		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。	
	福祉課	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会の開催	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や啓発活動等についての協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼し、情報収集に努めた。 ・障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とし、イベントでの啓発や障害者週間における啓発のほか、学校や職場を対象とした啓発を行った。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会等の実施			拡充	・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進し、多様なコミュニケーション手段があることへの理解を求める市民啓発を行う。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会等の実施 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定を契機とした条例制定記念イベントの開催やリーフレットの作成	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策 具体的な施策(目的) 実施施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
第2節 人権教育・啓発の推進									
<p>(1)市職員の資質の向上</p> <p>障害者差別解消法の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるように計画的に職員研修を実施します。</p>	人権・同和対策室	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替える。	(再)新規採用職員(7月16日、36人参加)研修を実施した。 (再)新規採用職員や区総合事務所の人権・同和対策担当、教育委員会職員を対象にした同和問題研修(11月6日、130人参加)を実施した。 (再)新型コロナウイルス感染症の影響で全国人権・同和教育研究大会新潟大会が延期となり、係長級と所属長職員への研修機会の提供はできなかった。	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。			継続		(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催する。 (再)係長級と所属長職員の研修会は、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会(11月13日、14日)への参加に替える。
	福祉課	・係長級職員等の研修会の実施	・係長級職員等の研修会を実施した(新規採用職員研修:4月3日、係長級職員研修:2月18日)。	・係長級職員等の研修会の実施			拡充	・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、多様なコミュニケーション手段があることの理解を求める職員啓発を行う。	・係長級職員等の研修会の実施 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定を契機とした職員研修の実施
	人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	(再)人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、部落差別解消推進法リーダー研修会など)に職員が参加する。	(再)人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会)は実施されなかった。	(再)人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、部落差別解消推進法リーダー研修会など)に職員が参加する。			継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会等が中止となり一部参加できなかったが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。	(再)人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落解放新潟県研究集会、人権担当リーダー研修会など)に職員を派遣する。
	学校教育課	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特別支援教育管理職説明会は実施できなかったが、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修会は、Zoomや対象者を絞るなどして研修会を実施した。	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)			継続		・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)
	人権・同和対策室	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。
	福祉課	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会の開催	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や啓発活動等についての協議を行った。 (再)障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼し、情報収集に努めた。 (再)障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とし、イベントでの啓発や障害者週間における啓発のほか、学校や職場を対象とした啓発を行った。	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会等の実施			拡充	(再)上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、多様なコミュニケーション手段があることの理解を求める市民啓発を行う。	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会等の実施 (再)上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定を契機とした条例制定記念イベントの開催やリーフレットの作成
	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(16小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要請により派遣)	(再)人権を考える講話会を15小学校区で開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、9月以降の開催とした。また、1月開催予定であった1校については大雪のため、R3年度に延期となった。 (再)講師派遣事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から9月以降申込を受けた(申込みなし)。	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16~17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)			継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
-	(4)地域・保護者への啓発 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。	学校教育課	・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるように、学校へ啓発の文書を送付する。 ・特別支援教育に関わる研修会等様々な機会を通じて、リーフレットの紹介と活用の説明をする。	・各学校へ、リーフレット「すべてのこどもが輝くために」を文書にて紹介し、保護者への発達障害に関する理解啓発のために、必要に応じて配布、説明するよう依頼し、周知を図った。 ・園長説明会で就学相談に関する説明を行い、園を通じて全保護者にパンフレットの配布を行い、就学相談に対する理解啓発を図った。	・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるように、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。			継続		・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるように、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。
	(5)企業との連携 企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業研修会を開催します。	人権・同和対策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を8月に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから、内容の見直し等は考えていない。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
	(6)地域との連携 障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて市民との交流を図ります。	福祉課 福祉交流プラザ	・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、福祉事業所合同説明会は開催できなかったが、障害福祉サービスの制度や福祉事業所の紹介を冊子にまとめ、特別支援学校等に配布した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ふくしのひろばは開催しなかった。	・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。			継続		・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。
			・ふれあいフェスタの開催	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止した。	・ふれあいフェスタの開催			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから、内容の見直し等は考えていない。	・ふれあいフェスタの開催
第3節 社会参加の推進										
-	(1)社会参加の促進	福祉課	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	・タクシー利用助成による社会参加の促進：(2,065人) ・自動車燃料費助成による社会参加の促進：(3,561人) ・福祉バス利用による社会参加の促進(1,196人) ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進(3人) ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進(10人) ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(2人)	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進			継続		・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進
	イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。		福祉課	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	・上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。			継続	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的)		事業計画		事業計画(予定)		意見				回答
実施施策		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)		意見	回答	方向性	方向性の理由	
	ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 養成講座受講者のテキスト無料配布 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者の、コミュニケーションを支援した。 県主催の手話通訳者養成講座(7回)は実施され、受講者5名にテキストの無料配布を行った。 市主催の手話通訳者養成講座は、講座回数(22回)が多く半年以上の期間をかけて行うため、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できず、テキストの無料配布も実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 養成講座受講者のテキスト無料配布 			継続	<ul style="list-style-type: none"> R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で手話通訳者養成講座を中止したが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 養成講座受講者のテキスト無料配布 ※養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場に変更し実施予定
	エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域で適切な支援が受けられるように運営面での支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターへの補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターへの補助金交付 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターへの補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターへの補助金交付
	オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体などとの連携を支援します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 R3年～5年度までの障害者福祉計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> R3年度～5年度の障害福祉計画の策定に向けて、自立支援協議会において協議を行い、計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 全体会議、専門部会 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 全体会議、専門部会 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 全体会議、専門部会
(2)地域生活の支援										
	ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給:315人 障害児福祉手当の支給:90人 特別児童扶養手当の支給:420人 重度心身障害者医療費の助成5,129人 心身障害者扶養共済掛金の助成:38人 自立支援医療(更生医療)費の支給485人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給(212人) 障害児福祉手当の支給(105人) 特別児童扶養手当の支給(413人) 重度心身障害者医療費の助成(5,016人) 心身障害者扶養共済掛金の助成(37人) 自立支援医療(更生医療)費の支給(440人) 自立支援医療(育成医療)費の支給(49人) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給 障害児福祉手当の支給 特別児童扶養手当の支給 重度心身障害者医療費の助成 心身障害者扶養共済掛金の助成 自立支援医療(更生医療)費の支給 自立支援医療(育成医療)費の支給 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給 障害児福祉手当の支給 特別児童扶養手当の支給 重度心身障害者医療費の助成 心身障害者扶養共済掛金の助成 自立支援医療(更生医療)費の支給 自立支援医療(育成医療)費の支給 	
	イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成:3件 障害者施設助成事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成:4件 施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成 施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成 施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成 施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助
	ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。	福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 町内会における個別避難計画の作成率を98%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上98%以上を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> R元年度とR2年度の評価を「B」としているが、R元年度から数値的に向上しているものもあるようだが、R2年度も「B」としている理由は何か。数値だけみれば「A」でもよいと思うのだが。 また、個別避難計画の作成状況や作成困難な町内会の背景についても聞きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の個別避難計画は、全町内会での作成を目標としている。819町内会の内、R元年度末で722が作成済みで、36町内会が未作成(避難行動要支援者がいない町内会は作成不要)という状況。現在、未作成の町内会に対して、作成を働き掛けている。全町内会の作成が完了したら、評価を「A」にしたいと考えている。 作成困難な主な理由としては、毎年、町内会の役員体制が変わることにより継続的な取組ができないことや、会員の高齢化で避難支援者を確保が困難といった事情によるもの。現在市では、そういった個別の相談に応じながら、当該町内会へ出向き、作成の支援なども行っている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度					
具体的な施策(目的)		事業計画			事業計画(予定)		意見		回答	
実施施策		実施状況(3月末見込み)			事業計画(予定)		意見		回答	
									方向性	
									方向性の理由	
									事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
	エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「基幹相談支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。	福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制を強化するため、R2年4月から、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加した。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施				継続	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施
	オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉課	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(3月25日)。	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催				継続	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催
	カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。	福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施	(再)R2年4月から、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加することとし、上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制を強化した。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施				継続	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施
	(3)特別支援教育の充実 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善又は克服するための学習を効果的に進める必要があります。 市では、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。 ア 教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。 イ 就学相談や巡回相談の機能を充実させます。 ウ 介護員や教育補助員、学校看護師の配置を行います。 エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に取り組みます。 オ 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするため、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。	学校教育課	・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施	・特別支援教育管理職説明会は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修は実施した。 ・就学相談を実施し、幼児児童生徒の適正就学の場や支援方策の検討を行った。 ・任命された巡回相談員が通年で巡回相談を行った。特別支援教育担当指導主事が、校内委員会改善支援訪問や特別支援学級訪問、ケース会議に参加し、指導助言を行った。	・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上) ・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施				継続	・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上) ・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施
		保育課	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じた加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入				継続	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入
		こども発達支援センター	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にこども発達支援センター相談会を開催した。 ・保護者の負担軽減を図るため、保護者の通院やリフレッシュなどで利用できる、一時保育を実施した。 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じて療育支援につなげた。	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育等を実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・国の制度に基づく児童発達支援事業を実施した。 ・休日にこども発達支援センター相談会を開催した。 ・保護者の負担軽減を図るため、保護者の通院やリフレッシュなどで利用できる、一時保育を実施した。 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じて療育支援につなげた。	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター見学、相談会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化				継続	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 ・休日にセンター見学、相談会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施
		すこやかなくらし包括支援センター	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯に対して面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援した。 相談延べ件数:5,000件	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応				継続	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画			事業計画(予定)						
実施施策		実施状況(3月末見込み)									
(4)療育支援											
ア 障害のある未就学児の相談等を通じて療育支援の充実に努めます。		保育課	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	(再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入				継続		(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入
		こども発達支援センター	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援センター (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育等を実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業を実施した。 (再)休日にこども発達支援センター相談会を開催した。 (再)保護者の負担軽減を図るため、保護者の通院やリフレッシュなどで利用できる、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じて療育支援につなげた。	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター見学、相談会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施				継続		(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)休日にセンター見学、相談会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施
イ 放課後等デイサービス事業の充実に取り組みます。		福祉課	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	・放課後等デイサービスの提供				継続		・放課後等デイサービスの提供
(5)ユニバーサルデザインの推進											
障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。		福祉課	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害者向け住宅リフォームの助成				継続		(再)障害者向け住宅リフォームの助成
		共生まちづくり課	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等 協議件数:15件 適合施設:6件 公共建築物UD指針に基づく協議 協議件数:47件 適合施設:46件	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・実績では、「障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った」とあるが、事例を紹介してほしい。	・公共施設においては、改修方針があり、それに沿って整備を進めている。例えば、駐車場の白線を一本線から二重線に改めたり、トイレ改修の際、必ず一つは洋式トイレにしたりといったことを行っている。		継続		・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。
第4節 雇用の促進・産業の振興											
(1)雇用、就労対策											
ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。		農政課	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	・農業者向けの各種研修会を通じ、認定農業者等に働きかけを行い、新たな農業者との連携、作業を獲得することができた。	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	・実績では、「新たな農業者との連携、作業を獲得することができた」とあるが、R2年度も獲得できたのか。	・市では農福連携という取組を福祉課と農林水産部の関係課が連携して行っている。農家も人手が足りない中で草取りや収穫作業などを、障害のある方がある程度まわって作業をすることで、人手不足の解消、勤労意欲の醸成というものを互いに補完している。農政課は同席していないが、人権・同和対策室では記載のとおりと認識している。		継続		・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。
		福祉課	・1法人で6次産業の事業を新たに開始する。	・6次産業化を目指しモデルづくりに取り組んできた1法人が、事業を新たに開始した。 ・農業者と福祉事業所を対象とした研修会を開催した(コロナ感染拡大のため、書面情報共有を図った)。	・農業者や企業と福祉関係者の相互理解を図るための研修会の開催				継続		・農業者や企業と福祉関係者の相互理解を図るための研修会の開催
イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。		産業政策課	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した。	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。				継続		・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
一	ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人一人の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	・在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置した。	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	・在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置した。			継続		・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。
	エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。	・実績では、「ハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った」とあるが、市とハローワークの連携の内容を聞きたい。	・障害のある方の中には、面接に至るまでの過程で支援が必要な方がたくさんいる。そのような方には、市で委託している障害者就業・生活支援センターの相談員が定期的に面談をしたり、就職面接の練習をしたりして、準備が整った段階で障害の特性に応じた事業所のマッチングを行っている。なお、一定の訓練が必要な方は、就労移行の事業所等で一定期間訓練をしてから、ハローワークで一般雇用にチャレンジするという形で連携している。		継続		・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。
	オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。	福祉課	・事業所に対する障害のある人の雇用等に関する説明会を開催し、障害のある人の就労先や実習先の更なる拡充を図る。	・障害のある人の就労先・実習先の拡充に向け、商工会議所や商工会に対する障害者雇用等に関する働きかけを行った。 ・相談支援専門員や障害者就業・生活支援センターを通じて就労系の通所型サービス事業所等の照会とサービス利用に向けた支援を行った。	・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等への働きかけを行う。				継続		・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等への働きかけを行う。
	カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択について支援します。	福祉課	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童が進路選択を行う際の助言を行う。	・特別支援学校等と連携し、保護者会での意見交換や進路説明会を開催するなど障害福祉サービスの理解や卒後の進路を選択するための助言などを行った。 ・実習先を確保するため、企業等への働きかけを行った。	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の助言を行う。				継続		・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の助言を行う。
	キ 障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大につながるよう取り組みます。	福祉課	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知した。	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。				継続		・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。
	ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。	産業政策課	・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名	・対象案件に対して優先的に指名を行った。	・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名				継続		・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名
第5節 社会福祉の充実											
一	(1)地域生活支援の充実 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。	福祉課	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付	・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付			継続		・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付	
	(2)日常生活支援の充実 障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	・障害者施設助成事業の実施	・社会福祉法人が整備する障害福祉サービス事業所やグループホームの整備費の一部助成を通じて、障害のある人が安心して自分らしく暮らすための環境整備を進めることができました。	・障害者施設助成事業の実施				継続		・障害者施設助成事業の実施
	(3)ケアマネジメント体制の確立 障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた適切な支援を行うことのできる仕組みづくりを進めます。	福祉課	・計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。	・ケアプランの点検及び効果的なケアプランを作成するための計画相談会を2回開催し、給付に向けた相談支援専門員の資質向上を図った。 ・多職種連携による支援や自立支援につながるプランとするための研修会を4回開催した。	・計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。				継続		・計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			担当者名 内線・電話番号
目的達成のための施策		2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的) 実施施策		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)						
第1節 人権擁護の確立										
	(1)女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業の充実に取り組みます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:3,100件 相談実人員:260人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座を開催した。 センター講座2回(11月・28人、1月・23人)、出前講座1回(1月・24人) (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(3回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集			継続	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集	道場(527-3624)
	(2)女性相談への的確な対応 女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関と連絡調整し、的確な対応に努めます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:3,100件 相談実人員:260人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催			継続	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	道場(527-3624)
	(3)被害女性の安全確保と支援体制の整備 あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。	男女共同参画推進センター	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催) ・緊急一時保護施設入所者:1人、緊急一時保護生活費の貸与:なし	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の招集 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与			継続	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の招集 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与	道場(527-3624)
	(4)性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動 地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報や各種講座の開催などの啓発活動などを進めます。	男女共同参画推進センター	・情報紙の発行(4回、計17,500部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	・ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計17,500部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(85部、11月)。 ・男女共同参画サポーターの募集及び啓発活動を実施した。 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座を開催した。 センター講座6回(9月・31人、10月・28人、11月(3回)・69人(合計)、2月・25人)	・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)			継続	・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	道場(527-3624)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			担当者名		
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	担当 内線・電話番号
具体的な施策(目的) 実施施策		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)								
-		人権・同和対策室	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえるよう、引き続き取り組んでほしい。	(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続			(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。	太田(1442)
			(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(新型コロナウイルス感染症の影響で11回の開催に減少)。	(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する。		(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(16回開催)。	継続				
		人事課	・旧姓使用制度の適正運用	・適正に運用した。 申請に対する承認率100% 制度新規利用者:正規職員3人、会計年度任用職員1人 利用中止者:正規職員0人、会計年度任用職員2人	・旧姓使用制度の適正運用				継続			・旧姓使用制度の適正運用
第2節 人権教育・啓発の推進												
-	(1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識の改革を図るため、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した。 センター講座9回(9月～2月・232人)、出前講座5回(5月～1月・272人)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)				継続		・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)	道場(527-3624)
			(再)情報紙の発行(4回、計17,500部)	(再)ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計17,500部)。	(再)情報紙の発行(4回、計15,400部)			継続		(再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	道場(527-3624)	
		保育課	(再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	(再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。			継続		・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	近藤(1218)	
		学校教育課	・全体計画への明記と校内研修の実施	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、すべての学校で男女平等教育を実施した。校長会等で校内研修を行うよう指導した。	・全体計画への明記と校内研修の実施			継続		・全体計画への明記と校内研修の実施	村治(616-1114)	
	(3)男女平等と互いの人権を尊重する人づくりを目指した社会教育の推進 男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を進めます。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	(再)人権を考える講話会を15小学校区で開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、9月以降の開催とした。また、1月開催予定であった1校については大雪のため、R3年度に延期となった。	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16～17小学校区で開催予定)			継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	久保田(616-1261)	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021 (R3) 年度			担当者名 内線・電話番号	
目的達成のための施策		2020 (R2) 年度			2021 (R3) 年度		方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)		
具体的な施策(目的) 実施施策		事業計画		実施状況(3月末見込み)		意見					回答
第3節 社会参画の推進											
-	(1)公募委員への応募促進 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の開催やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。	男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) 市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) 市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) 市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) 市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	道場(527-3624)
	(2)女性登用率の向上 市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組みとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。	男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> R2年度の審議会等における女性委員の登用率は、R元年度と比較し、0.1ポイント向上の29.2%であった。 職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等の新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	道場(527-3624)
	(3)家事・育児等と地域活動の両立支援 男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。	男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計17,500部) 	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座2回(11月・合計49人) (再)ウイズじょうずつからのおたよりを発行した(4回、計17,500部)。 	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部) 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部) 	道場(527-3624)
	(4)役職者への女性の積極登用の促進 役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を行います。	男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座2回(11月・23人、12月・21人) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催 	道場(527-3624)
第4節 職業の安定と雇用の促進											
-	(1)女性の職業能力の開発・育成の支援 女性の再就職に向けた支援を行います。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 雇用政策専門員による相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用政策専門員による相談会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、7月までは開催を中止し、8月から開催した(申込の実績なし)。 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 雇用政策専門員による相談会の開催 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 雇用政策専門員による相談会の開催 	大島(1755)
	(2)育児休業、介護休業取得に向けた啓発 子どもの養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を図っていきます。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(12月:12名、2月:17名)や市内事業所へのチラシ配布をし、意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(12月:12名、2月:17名)や市内事業所へのチラシ配布をし、意識啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布をし、意識啓発を図る。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布をし、意識啓発を図る。 	大島(1755)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021 (R3) 年度			担当者名		
目的達成のための施策		2020 (R2) 年度			2021 (R3) 年度							
具体的な施策(目的)		担当課	事業計画		事業計画(予定)		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	内線・電話番号
実施施策			実施状況(3月末見込み)									
	(3)女性農業者の育成 女性農業者が能力を最大限に発揮し、農業経営への積極的な参画を始め、より一層活躍できるように意識啓発を図っていきます。	農政課	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を5回程度開催し、女性農業者の参加を促す。	・関係機関と連携し、女性の農業経営の積極的な参画に向けた研修会(2回、37人)を実施した。また、女性農業者同士での意見交換をする場を設け交流を図った。	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を開催し、女性農業者の参加を促す。				継続		・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を開催し、女性農業者の参加を促す。 ・女性農業者同士の意見交換する場を設け、交流を図る機会を設ける。	薩美 (1287)
	(4)職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を図っていきます。	産業政策課	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(12月:12名、2月:17名)や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。 ・雇用政策専門員による相談会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、7月までは開催を中止し、8月から開催した(申込の実績なし)。	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。				継続		(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。	大島 (1755)
	(5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進 ひとり親家庭の父又は母は、一人の収入で生計を維持しているため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連携した就職支援を推進していきます。	子ども課	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行った。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。				継続		・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	大島 (1703)
	(6)市役所で働く女性職員の活躍推進 女性活躍推進法の施行に伴い、2016(平成28)年3月に改訂した「上越市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。 また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。	人事課	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇等制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援を行っている。 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇等制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPRしている。 ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置を行った。 ・新潟県へ、主任級の女性職員1人を派遣している。 ・早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会へ、係長級の女性職員1人、主任級の女性職員1人を派遣した。	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施				継続		・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施	【子育て】 田村 (1731) 【採用】 塩練 (1414) 【派遣】 佐藤 (1407) 【女性活躍 全教】 矢端 (1447)
	(7)学校で働く女性教職員の活躍推進 学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考受検の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。	学校教育課	・女性教員の管理職選考受検受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	・女性教員の管理職選考受検受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ ・男女共同参画社会について、校長会で指導した。	・女性教員の管理職選考受検受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ				継続		・女性教員の管理職選考受検受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	野田 1111

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			担当者名			
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	担当 内線・電話 番号	
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)							
実施施策													
第5節 社会福祉の充実													
-	(1)特別保育事業等の充実 女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。	子ども課	・オーレンブラザ子どもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。	・オーレンブラザ子どもセンター内での一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付した。 配布世帯数 2,546世帯 (うち、新規世帯 156世帯)	・オーレンブラザ子どもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。			継続		・オーレンブラザ子どもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。	武藤 (1729)		
		保育課	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。			継続		・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。	近藤 (1218)		
		学校教育課	・学童保育事業(開設数:51か所) ・特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 ・日曜・休日の利用ニーズの把握や施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。	・市内全ての小学校に放課後児童クラブを開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な支援を要する児童の対応や小学校等との連携・連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、支援員等の研修会を実施できなかった。 ・日曜・休日の利用ニーズの把握に努め、現状を整理するとともに、施設の老朽化による移設等については2か所の児童クラブで学校内に移転した。	・学童保育事業(開設数:48か所) ・特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の上、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 ・施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。			継続		・学童保育事業(開設数:51か所) ・特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 ・施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。	小林 1112		
	(2)男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実 介護に関する男女共同参画推進センター講座の開催など、男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実を図ります。	男女共同参画推進センター	(再)情報紙の発行(4回、各17,500部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)	(再)情報紙の発行(4回、各17,500部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座を開催した。 センター講座1回(2月・25人)	(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)			継続		(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)	道場 (527-3624)		
	(3)女性の心身の健康支援 ライフステージに応じて的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を図ります。	健康づくり推進課	・健康づくりリーダー研修会の実施(市内30地区ごと年1回) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する情報提供及び相談の場の提供	・女性の心身の健康相談(レディース検診会場での相談件数:延べ81回) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供した。	・女性の心身の健康相談(レディース検診会場での相談件数:延べ81回) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供する。			継続		・女性の心身の健康相談(レディース検診会場での相談件数:延べ68回) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供する。	布施(1748)		
		男女共同参画推進センター	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座を開催した。 センター講座1回(11月・28人)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)			継続		・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)	道場 (527-3624)		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画			事業計画(予定)						
実施施策		実施状況(3月末見込み)									
第1節 人権擁護の確立											
1 国籍条項											
(1)採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。		人事課	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。				継続		・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。
		共生まちづくり課	・地方参政権の保障に向けた情報収集	・ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。	・地方参政権の保障に向けた情報収集				継続		・地方参政権の保障に向けた情報収集
第2節 人権教育・啓発の推進											
1 人権啓発推進組織の充実											
(1)国際交流センター機能の充実 上越市市民プラザ内に開設している国際交流センターを、情報提供や交流の場として活用します。		共生まちづくり課	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際交流の拠点として広く利用された(上越国際交流協会へ委託)。 利用実績:6,000人	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)				継続		・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)
(2)民間団体活動との連携 外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係団体と連携し、交流の促進を図ります。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	・県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。 7月27日開催:12団体16人参加	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定				継続		・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定
(3)交流事業の推進 多文化共生社会の実現に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の開催など、交流事業を推進します。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	・上越国際交流協会が料理交流会や英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	・上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施				継続		・上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施
(4)国際交流ボランティアの養成 市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を開催します。		共生まちづくり課	・国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、R2年度は休講		・地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)				継続	・講座は隔年実施とし、R3年度は開催する。	・地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)
2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進											
(1)就学前教育における国際理解教育											
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。		保育課	・外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	・職員の工夫により、外国につながる園児に対して、食事や習慣に配慮した保育を行った。	・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践				継続		・外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践
		学校教育課	・園内研修などとして、異文化の理解を深め、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ	・異文化理解について園内研修や日常的な情報交換を行いその子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。	・外国人園児について、校内研修や情報交換を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行うことへの働きかけ				継続		・外国人園児について、校内研修や情報交換を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行うことへの働きかけ
イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、キッズワールド広場やホストファミリーの会は中止した。	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施				継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で交流事業を中止したが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。	・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施
		保育課	・外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施	・宗教による食事の配慮について、外国につながる園児の保護者と共有し、当該園児や周りの園児にわかりやすく説明した。	・外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施				継続		・外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施
		学校教育課	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ。	・外国人の園児とその保護者、関係者と連絡を取り合いながら共通理解を図った。また、保育参観や園行事の中で、人権擁護に関する園内の取り組み等を話した。そのため保護者同士の理解もさらに深まった。	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ				継続		・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画			実施状況(3月末見込み)						
実施施策		担当課									
②学校教育における国際理解教育											
ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国人指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。		学校教育課	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進 ・上越国際交流協会や上越教育大学との協働・連携による日本語支援の実施 ・外国籍の不就学児童生徒が発生しないよう、上越国際交流協会との連携を図る。	・新型コロナウイルス感染症の蔓延などが理由で急遽帰国したALTがおり、1学期は5名のALTが欠員の状態であった。また、国の感染症対策により、新規ALTの補充ができなかったため、2学期以降は12名のALTが欠員状態であった。そのため、全ての学校にALTを1年、配置できなかったため、外国人や外国文化に対する理解は、例年よりには深まらなかったと思われる。 ・日本語支援に関しては、上越国際交流協会や上越教育大学との連携のもとで、日本語支援を実施してきた。R2年度より、日本語支援が必要な児童生徒が在籍する学校に、日本語支援用iPadを配備したり、5名の対象児童が在籍する小学校に日本語支援員を常駐させたりした。	・新型コロナウイルス感染症禍で全ての学校に1年ALTを配置できるかどうか、現時点では見通しがたないが、ALTを活用して、外国人や外国文化に対する理解を深めていく。 ・日本語支援に関しては、今後も関係機関との連携を図るとともに、R2年度の新規事業の評価を確実にを行い、日本語支援が必要な児童生徒の学習を支援していく。			継続		・新型コロナウイルス感染症禍で全ての学校に1年ALTを配置できるかどうか、現時点では見通しがたないが、ALTを活用して、外国人や外国文化に対する理解を深めていく。 ・日本語支援に関しては、今後も関係機関との連携を図るとともに、R2年度の新規事業の評価を確実にを行い、日本語支援が必要な児童生徒の学習を支援していく。	
		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	・上越国際交流協会が自主事業としてJOIN学習塾を開催し、日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施			継続		・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	
③社会教育における国際理解教育											
ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供 外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を開催します。		共生まちづくり課	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一人として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ88回、300人 ・通訳について学ぶ基礎講座 4回 12人(延べ39人)	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一人として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)			継続		・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一人として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	
イ 市民の学習・啓発活動の充実 外国人市民についての理解を深めるため、国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の開催に取り組みます。		共生まちづくり課	(再)国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、R2年度は休講 ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会へ委託)。	(再)地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)			継続		(再)地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)	
ウ 青少年を対象とした国際理解の推進 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。		社会教育課	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(全6回)	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「ワールドツアー」の講座を実施した。 全3回(25人受講)	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施			継続		・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	
エ 市職員の資質の向上 外国人市民に学習の場や情報を提供し、指導や援助の充実を図るため、研修などにより市職員の資質の向上に取り組みます。		共生まちづくり課	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施	・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。 ・外国人市民とのコミュニケーションを促進するために、職員向けやさしい日本語講座を実施した。 11月20日開催:58人受講	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施			継続		・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策									
第3節 社会参画の推進									
(1)外国人市民の社会参画 外国人市民の要望や意見が反映され、より住み良い地域社会が形成されるように、市内に住む外国人の意向調査や外国人有識者を含めて懇談会を行います。	共生まちづくり課	・上越市人にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。	・上越市人にやさしいまちづくり推進会議の委員として、外国人市民を公募選任し、外国人市民の意見を聴く機会を設けた。	・上越市人にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。			継続		・上越市人にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。
(2)啓発の推進 共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の開催など交流事業を充実させます。	共生まちづくり課	(再)上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	(再)上越国際交流協会が料理交流会や英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	(再)上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施			継続		(再)上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施
(3)相談体制の充実 外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるためには、専門的な知識を持ち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、関係機関や民間団体・組織と連携して人材確保に取り組み、相談体制の充実を図ります。	共生まちづくり課	(再)外国人相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 ・開設時間の拡充するとともに、72言語に対応する対話型自動翻訳機(2台)を導入した。 ・オンラインによる相談に対応した。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談件数:350件 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会を月1回実施した。	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 ・オンラインによる相談の実施 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)			継続		(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)
(4)日本語習得の支援 外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を開催するほか、民間ボランティア団体による日本語教室や講座の開催を支援します。	共生まちづくり課	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ88回、300人	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)			継続		(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)
(5)情報提供の充実 社会生活に必要な各種の情報を提供するため、外国語表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成するとともに、内容や媒体の充実に取り組みます。また、各種案内表示についても外国語併記を推進します。	共生まちづくり課	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した(上越国際交流協会へ委託) ・外国人市民が必要な情報を見ることができるよう、広報上越やハザードマップ等を多言語で配信した。	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)やごみ分別ポスター-英語版を発行(上越国際交流協会へ委託) ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。			継続		・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)やごみ分別ポスター-英語版を発行(上越国際交流協会へ委託) ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。
(6)医療通訳ボランティアの派遣 外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。	地域医療推進室	・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 ・外国人医療支援出前講座の開催	・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人市民と医師等との意思疎通を支援することで、外国人市民の医療不安の軽減を図った。派遣件数80件 ・医療通訳ボランティア育成講座を開催し、医療制度等におけるスキルアップを図った。(上越国際交流協会へ委託) ・医療機関における外国人医療支援出前講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施を見送った。	・R2年度の評価は「C」だが、どういう基準で評価したのか、この事業に携わっている上越国際交流協会としては、上半期だけでも約80件の医療通訳ボランティアを派遣している。ほかにも医療通訳ボランティアの育成講座の計画を現在作成している。感染症の影響で大変な状況は分かるが、「C」評価は悲しい。 ・感染症の影響で外国人が生活に困り、すこやかに暮らし包括支援センターなどにお世話になっている方もいるようだが、その際に通訳がいなくて苦勞されたという話を聞いている。そこで、各相談窓口等に対話型自動翻訳機の導入を進めてはどうか。	・福祉課で通訳機を16台購入し、現在各部署で使っているが、今後も必要に応じて通訳機や対話型自動翻訳機を導入していきたい。		継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関を対象とした外国人医療支援出前講座を中止したが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。	・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 ・外国人医療支援出前講座の開催

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
	(7)災害時の外国人への支援 災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき複数言語による広報・情報提供、相談員の派遣を行います。また、新潟県国際交流協会による多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携して、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。	共生まちづくり課	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)	・災害時外国人支援研修会に参加し、県内の外国人の状況や法改正に伴う外国人数の増加の見込み、やさしい日本語の重要性等について学ぶとともに、模擬訓練を行い、災害時の行政、ボランティア、多言語支援センター等の役割について学んだ(新潟県国際交流協会主催)。 開催日:12月6日 市参加人数:2人	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)			継続		・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)
第4節 職業の安定と雇用の促進										
	(1)相談・啓発活動の推進 企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。	共生まちづくり課	(再)外国人相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 ・開設時間の拡充するとともに、72言語に対応する対話型自動翻訳機(2台)を導入した。 ・オンラインによる相談に対応した。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談件数:350件 (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会を月1回実施した。	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) ・オンラインによる相談の実施。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)			継続		(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)
		産業政策課	(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	(再)新型コロナウイルスの影響により、新規学卒求人申込説明会を中止としたが、公正採用選考についてのチラシを郵送するなど、事業所への意識啓発を図った。	(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。			継続		(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度						
具体的な施策(目的)		事業計画			事業計画(予定)		意見		回答		
実施施策		実施状況(3月末見込み)							方向性		
									方向性の理由		
									事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)		
-	(2)教職員の資質の向上 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修の充実に取り組みます。	学校教育課	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を継続的に図った。	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。				継続		・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。
	(3)学習と交流の機会の充実 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びと交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を深める活動の充実を図ります。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」地域・現代課題に対応した地域づくりを柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・各地区公民館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、学びのきっかけづくり49事業及び地域・現代課題に対応した地域づくり29事業(いずれも全市対象事業を除く)の全78事業を計画し、高齢者の学習と仲間づくりの機会を提供した。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、きっかけ、地域づくり事業を推進する。				継続		・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、きっかけ、地域づくり事業を推進する。
	(4)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会の開催や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送した。 (再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回、62人)。 (再)同和問題(部落差別)をテーマに、6月に市民セミナーを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(1回)。	(再)実績では、「人権啓発DVDの活用」とあるが、どのようなDVDか。また、複数あるのか。 (再)多くの方から活用してもらえよう、引き続き取り組んでほしい。		(再)地域人権懇談会で活用してきたDVDは、同和問題に限らず多様な人権課題に対応しており、多岐に渡る。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績は伸び悩んでいる。	継続		(再)人権都市宣言を啓発するため、人権週間に合わせ、広報上越12月号に掲載するとともに、エフエム上越で放送する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)同和問題(部落差別)に関するテーマで、6月26日(土)に市民セミナーを開催する(1回)。
	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部へ減少)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:340冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:380冊)。		(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから、内容の見直し等は考えていない。	継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。		
(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を8月に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。								
すこやかなくらし包括支援センター	(再)地域包括支援センターが訪問や各種講座の際に、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、各種相談に応じる旨の説明を行うとともに、高齢者や障害者の虐待の相談等に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や各種講座の際に、地域包括支援センターの案内チラシを配布するとともに、高齢者や障害者の虐待の相談等に対応した。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待のほか、障害者や生活困窮者への相談等に対応する。				継続		(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待のほか、障害者や生活困窮者への相談等に対応する。		
第3節 社会参加の推進											
-	(1)シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。	高齢者支援課	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円				継続		・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画			事業計画(予定)						
実施施策		実施状況(3月末見込み)			事業計画(予定)						
-	(2)社会参加の機会確保 生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・高齢者趣味講座 <ul style="list-style-type: none"> 延べ受講者数13,000人 ・シニアセンター入館者数14,866人 ・シニア作品展 <ul style="list-style-type: none"> 出展400点、来場者1,800人 ・シニアスポーツ大会 <ul style="list-style-type: none"> 13地区で実施3,300人 ・シニアゲートボール大会等 <ul style="list-style-type: none"> 6地区で開催578人 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・単位老人クラブへの補助金 <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ連合会加入クラブ <ul style="list-style-type: none"> 予算額16,017千円 老人クラブ連合会未加入団体 <ul style="list-style-type: none"> 予算額854千円 ・老人クラブ連合会への補助金 <ul style="list-style-type: none"> 予算額6,480千円(活動費) 予算額200千円(事務費) ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進 <ul style="list-style-type: none"> 補助額:17,801千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・高齢者趣味講座(延受講者:3,970人) <ul style="list-style-type: none"> シニアセンター(入館者:11,841人) シニア作品展(出展:315点、来場者:851人) シニアスポーツ大会(2区134人) ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止 シニアスポーツ大会(11地区) シニアゲートボール大会等(全て) ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ228団体、老人クラブ連合会に加入しない団体34団体)、老人クラブ相談窓口の開設 単位老人クラブへの補助金 <ul style="list-style-type: none"> 加入クラブ交付額:15,295千円 未加入団体交付額:796千円 老人クラブ連合会への補助金 <ul style="list-style-type: none"> 活動費交付額:6,306千円 事務費交付額:200千円 ・市老人クラブ連合会と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会の実施(4回) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 <ul style="list-style-type: none"> 補助額:17,801千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の老人クラブでは、役員の受け手不足や加入者減少などにより、各クラブの活動は縮小傾向にあると思うが、市全体の状況はどうか。 ・老人クラブ会員の高齢化が進み、クラブの維持が難しいところも多いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会への加入数は減少傾向にある。市では、老人クラブによる地域の環境美化や交流等の様々な活動により、高齢者の元気と健康づくりに繋がっているものと考えており、活動に対しては助成金等の支援も行ってはいる。しかし、役員の受け手不足や負担感の増加のほか、最近、特に若い老人が団体行動を好まない思考が強い傾向にあるなど、徐々に加入数が減少している。若い老人やこれから高齢者となる方の意見を聞きながら、これからの高齢者の様々な活動やあるべき姿を改めて考える必要があると捉えている。 ・先日開催した老人クラブ連合会との意見交換でも、「会員の高齢化により老人クラブの維持が難しい」との話が出ていた。現在、老人クラブ連合会でも若い人から入ってもらえるような新しい方策がないか検討している。 	継続			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進
	(3)相互で助け合う体制づくりの促進 ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施(R2年度末をもって事業終了) ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用する自宅を訪問し、家事支援(買い物、調理、掃除、洗濯、ゴミ捨て等)、話し相手、安否確認のサービスを提供した。 ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBを実施した。 延べ利用者数(予定):700人 ・有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)を実施した。 延べ利用者数(予定):2,825件 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施 			継続			<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施
		福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 (再)町内会における個別避難計画の作成率を98%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 (再)災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 (再)個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率を上98%以上を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 			継続			<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
-	(4)ユニバーサルデザインの推進 高齢者が安全・安心で快適に利用できる施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	共生まちづくり課	(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	(再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:15件 適合施設:6件 公共建築物UD指針に基づく協議 協議件数:47件 適合施設:46件	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。			継続		(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	
		高齢者支援課	・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給	・居宅介護住宅改修費の支給件数:621件 ・介護予防住宅改修費の支給件数:350件 ・高齢者向けリフォーム補助金の支給件数:43件	・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給			継続		・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給	
第4節 社会福祉の充実											
-	(1)地域包括支援センターの運営 地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとしての地域包括支援センターの機能を充実します。また、地域ケア会議を活用し、地域で高齢者を支援する方策を検討します。	すこやかなくらし包括支援センター	(再)地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件	(再)地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応した。 (再)R2年度からは、新たに障害及び生活困窮に関する相談にも対応し、市民の身近な相談窓口としての機能の拡充を図った。 総合相談延べ件数(高齢者、障害者、生活困窮者):62,700件	(再)地域包括支援センターでの相談対応			継続		(再)地域包括支援センターでの相談対応	
	(2)ケアマネジャーの資質向上 支援が必要な人に必要なサービスを提供できる質の高いケアマネジメントができるように、ケアマネジャーの資質向上のための研修を継続的・体系的に行います。	すこやかなくらし包括支援センター	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の資質向上等を目的に研修会を9回実施した。 ・地域ケア推進会議など各種会議の場を通して、事業者間の連携体制を確認した。	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進			継続		・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	
	(3)介護保険運営協議会の開催 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し、策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。	高齢者支援課	・介護保険運営協議会の開催:6回	・介護保険運営協議会を開催した。 開催回数:5回	・介護保険運営協議会の開催:3回			継続		・介護保険運営協議会の開催:3回	
	(4)介護相談員派遣事業の実施 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。	高齢者支援課	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:207回	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、介護保険事業所に対する介護相談員派遣事業を中止した。	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。訪問回数207回			見直し	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣事業を中止した。R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で前半(4月～9月)の派遣事業は新型コロナウイルス感染症の影響により中止するため、後半(10月～3月)の派遣事業は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、8月頃に活動実施の判断をする見込み。	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。前半(4月～9月)の派遣事業は新型コロナウイルス感染症の影響により中止するため、後半(10月～3月)の派遣事業における訪問回数は96回を実施。	
	(5)個別訪問型保健指導の実施 介護予防事業として、脳卒中や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。	健康づくり推進課	・生活習慣病で、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問を実施する。 訪問件数:3,300件	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、R2年6月末まで訪問を休止し、代替え措置として、電話により対象者の医療機関受診や健康状態等の確認を実施した。 ・R2年7月からR3年3月末は対象者に訪問か電話を選択してもらい対応することで事業を継続している。(R2年度2,944件)	・高齢者健康支援訪問の実施 訪問件数:R2実績状況をみて計画			継続		・高齢者健康支援訪問の実施 訪問計画件数は3,022件	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策		2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策									
-	(6)認知症初期集中支援チームの設置 認知症の人と家族を支援するため、保健師、社会福祉士、認知症疾患医療センターの専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期症状の時から家庭訪問などの対応を実施します。	すこやかなくらし包括支援センター	・認知症初期集中支援チームによる個別相談を実施する。 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・キャラバンメイト育成のための講座を開催する。	・認知症初期集中支援チームによる個別相談を実施した。 相談件数:50件 ・認知症サポーター養成講座を実施した。 受講者数:850人 ※キャラバンメイトの養成については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、一堂に会して講座を行うのではなく、他のキャラバンメイトが講師となって行う認知症サポーター養成講座の見学を促す形式で実施した。	・認知症初期集中支援チームによる個別相談を実施する。 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・キャラバンメイト育成のための講座を開催する。		継続		・認知症初期集中支援チームによる個別相談を実施する。 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・キャラバンメイト育成のための講座を開催する。
		高齢者支援課	・見守り支援ネットワーク会議の開催(2回)	・見守り支援ネットワーク会議の開催(2回)	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。		継続		・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策 具体的な施策(目的) 実施施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
第1節 人権擁護の確立									
(1)子どもの権利基本計画の推進 「上越市子どもの権利に関する条例」の規定に基づいて策定した「上越市子どもの権利基本計画」の実現のため、進捗管理を行います。	こども課		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第1回は書面協議としたものの、「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、施策の取組状況等を審議した。	「上越市子ども・子育て会議」を2回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。			継続		「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。
(2)子どもの虐待予防推進事業 児童虐待の予防と早期発見のため、社会福祉士及び家庭相談員を配置します。乳幼児健診、子育てひろば、保育園等へ向向き、子育てに関する相談と情報提供を行うことで、子育てに対する不安や負担の軽減を図り、児童虐待の予防に取り組みます。また、関係機関との児童虐待防止ネットワークを更に強化するとともに、市民への啓発活動を実施し、早期発見に取り組みます。	すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター		(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応			継続		(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応
(3)児童虐待に関する研修 児童虐待の早期発見のため、保育園や子育てひろばの保育士、認定こども園、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に研修を実施します。	すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター 学 校教 育 課		(再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 (再)市民を対象とした出前講座を実施する。 (再)保育園及び小中学校等において「子どもの虐待防止ハンドブック《ダイジェスト版》」を活用した児童虐待対応研修を実施する。	(再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 (再)市民を対象とした出前講座を実施する。 (再)高校等において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修を実施する。			継続		(再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 (再)市民を対象とした出前講座を実施する。 (再)高校等において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修を実施する。
(4)若竹寮管理運営事業 児童福祉法に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、その自立を支援します。	こども課		様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。	様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。			継続		様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。
(5)母子生活支援施設運営事業 児童福祉法に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	こども課		生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。			継続		生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。
(6)生徒指導対策事業 教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修会を開催します。	学校教育課		いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。	いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。			継続		いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。
(7)やすづか学園運営費の補助 自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。	福祉課		やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付	やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付			継続		やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付
(8)上越市要保護児童対策地域協議会の設置 上越市要保護児童対策地域協議会を関係者の連絡会議に位置付け、連携方法等を検討します。また、社会的に弱い立場にある子どもたちに対する虐待予防の啓発と早期発見に取り組みとともに、保護者や関係者へ適切な支援・指導を行います。	すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター		(再)関係者の連絡会議の開催	(再)関係者の連絡会議の開催			継続		(再)関係者の連絡会議の開催
(9)子育て関連施設等における相談の実施 保育園及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。	保育課		こども発達支援センターやすこやか なぐら し包 括支 援セ ンターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施	こども発達支援センターやすこやか なぐら し包 括支 援セ ンターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施			継続		こども発達支援センターやすこやか なぐら し包 括支 援セ ンターなど、関係機関との連携による各種子育て関連施設における相談の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
一	(10)相談の実施 助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や知識の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言や支援を行います。	健康づくり推進課	・助産師による電話相談の実施(週4回)	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週4回実施した。(計196回)	・助産師による電話相談の実施(週4回)				継続		・助産師による電話相談の実施(週4回)
		学校教育課	・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・広報、ホームページ、所報、ポスター、学校内での紹介等を通して、教育相談等の周知を図った。 ・学校訪問カウンセラーによる教育相談、「子どもほっとライン」での電話相談、来所相談、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を実施した。	・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施			継続		・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	
	(11)民生委員・児童委員活動 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。	福祉課	・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの上昇を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (10月22日上越市民児協連児童部会)	・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。				継続		・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題に対する理解を深めるため、各種研修会に参加する。 ・子どもに関する相談や支援を行う。
	(12)JASTじょうえつあんしんサポートチーム 学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。	学校教育課	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。	・JASTによる相談受理件数が85件、適応相談室への通室人数が11人、通室延べ日数が27日であったことから、関係機関と連携しながら学校の支援を行った。	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。				継続		・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。
	(13)いじめ問題対策連絡協議会の運営 いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。	学校教育課	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	・6月22日に第1回対策協議会を開催し、組織やいじめの実態、学校の取組や市の施策、問題事例等について協議した。 ・2月9日に第2回対策協議会を開催し、各組織ごとに1年間の取組を共有するとともに、次年度に向けての方向性を確認した。	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)				継続		・いじめ問題対策協議会の運営(2回)
	(14)いじめ防止対策等専門委員会の設置 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。	学校教育課	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	・2月17日に専門委員会を開催し、年度の市の取組を総括するとともに、委員の意見等を踏まえて、次年度の方向性を確認した。	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)				継続		・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)
	(15)いじめ問題再調査委員会の設置 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。	総務管理課	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績等はなし。	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)				継続		・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)
(16)性同一性障害に係る児童・生徒への適切な対応 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修会を開催します。	人権・同和対策室	・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、県や人権団体主催による性的少数者に関する研修会等は実施されなかったため、市ホームページ等で開催情報を提供できなかった。	・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。				継続		・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。	
	学校教育課	・性的マイノリティへの理解と対応についての研修会の実施	・9月9日に子どもの権利研修を悉皆研修(オンライン研修)として実施し、性的マイノリティについて学んだ。	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。	・性的マイノリティの理解を深めるための研修会をR元年度とR2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろな制約がある中で実施している。しかし、来年度の方向性では「見直し」としていることについて、その理由を聞いた。	・性的マイノリティについて、これまで継続して研修会を実施してきた理由は、性的マイノリティは生物学的に男女という見かけだけではなく、心の問題として教職員が捉える必要があり、学校では、まだトイレも男女別だったり、あるいは見た目で見分けがつかないことが起こりやすいため、教職員がしつかりと学ぶことで、性的マイノリティで苦しんでいる子どもを救うことができる。また、子どもが社会に出て差別を受けないよう、子どもたちに指導もできる。しかし、人権課題は多様なもので、子どもの権利を守るという意味で「見直し」とした。	見直し	・子どもの権利研修のテーマが3年連続で性的マイノリティであったことから、各種研修会の情報提供や参加要請を中心に行う。	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的) 実施施策		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
第2節 人権教育・啓発の推進									
1 知識の普及と意識の啓発									
(1)子どもの権利チラシの作成・配布 子どもの権利についてのきめ細かい啓発活動のため、子どもに関わる様々な立場に合った内容のチラシを作成・配布します。あわせて広報上越、市ホームページで情報提供を行います。	こども課	(再)乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発を行う。 (再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。	(再)11月に、市役所、総合事務所、市民プラザをはじめとした公の施設に子どもの権利に関するパネルを掲示し、啓発に取り組んだ。 (再)広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。	(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。			継続		(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。
(2)地域人権懇談会の開催 市民が、様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施します。	人権・同和対策室	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で開催した(5回)。	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。			継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。
(3)人権に関する講演等への講師の派遣 人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、小学校区単位で実施している「人権を考える講話会」を継続して開催するとともに、講師派遣事業の拡充を図ります。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	(再)人権を考える講話会を15小学校区で開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、9月以降の開催とした。また、1月開催予定であった1校については大雪のため、R3年度に延期となった。	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16~17小学校区で開催予定)			継続		・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)
(4)人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し 同和問題を始めとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。	社会教育課	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)図書17冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 (再)図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出			継続		(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出
(5)虐待予防の啓発活動 子どもの虐待防止啓発のため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布します。あわせて広報上越に掲載します。	すこやかなくらし包括支援センター	・11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、虐待防止のリーフレット等を公共施設、保育園、学校へ設置及び掲示するとともに、広報紙等で児童虐待の予防を啓発する。 ・市内大学の学生と協力して、子ども向け虐待防止リーフレットを作成し、児童生徒に配布することにより、児童虐待の意識醸成と発生予防、早期発見につなげる。	・広報上越への相談窓口の掲載のほか、11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、市ホームページやエフエム上越で児童虐待の予防を啓発した。 ・市内大学の学生と協力して、子ども向け虐待防止リーフレット(3種類)を作成し、児童生徒に配布することにより、児童虐待防止の意識醸成と虐待の予防、早期発見につなげた。	・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へリーフレット等を配布するほか、広報紙等で周知			継続		・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へリーフレット等を配布するほか、広報紙等で周知
2 教育と学習									
(1)子どもの権利学習プログラム「えがお」を使った学習の推進 小・中学生は学校教育の中で市オリジナルテキスト「えがお」を使って子どもの権利についての学習を行い、その学習内容を保護者にも波及させます。	こども課	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月~12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」の実施を依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。各学校では11月~12月に「子どもの権利学習」を実施した。	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月~12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。	・毎年、各学校では子どもの権利について、学習テキスト「えがお」を使い学習することになっているが、通常の教育活動の中にとらわれずと位置付けられているかという点において、現場としては危惧するところである。むしろ、この施策を受けながら、学校教育の中で、それを有効に活用するということをしつかりと受け止めていかなければならないと思っている。		継続		(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月~12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
	(2)教職員、保育関係職員に対する研修 子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、上越市学校同和教育推進協議会との連携や同和教育研究指定地区制度などを活用して教職員の研修を実施します。	こども課	(再)9月末までに子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	(再)新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修会の開催を中止した。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。				継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから内容の見直し等は考えていない。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。
		学校教育課	・子どもの権利研修を悉皆研修として実施 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催	(再)人権課題への確かな理解を図るため、9月9日に子どもの権利研修を悉皆研修(オンライン研修)として実施し、性的マイノリティについて学んだ。 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を開催し、一人一人を大切に作る基盤づくりについて研修を深めた。	・いじめや児童虐待にかかわる子どもの権利研修を悉皆研修として実施 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催			継続		・いじめや児童虐待にかかわる子どもの権利研修を悉皆研修として実施 ・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催	
	(3)市職員に対する研修 子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わるの深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施します。	こども課	(再)9月末までに子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	(再)新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修会の開催を中止した。 ・11月の1か月間をDV・児童虐待防止啓発活動(Wリボンキャンペーン)とし、子どもの権利の尊重を呼びかける啓発活動を実施した。市職員にWリボンバッジの配布・着用の促進をし、子どもの権利について啓発した。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。				継続	(再)R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を中止したが、R3年度については、感染予防対策を講じながら可能な範囲で取り組む予定であることから内容の見直し等は考えていない。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。
	(4)就学前教育における人権教育の充実 幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。 子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。 人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。	保育課	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくり	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良くなるのびと遊ぶ保育を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、内容を工夫し、可能な限り地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。 (再)保育園において相談の窓口を開設し、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくり	・実績では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、内容を工夫し、可能な限り地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた」とあるが、具体的な様子を紹介してほしい。		・例年、保育園では地域活動として、地域のおじいちゃんやおばあちゃんなどを園に招いて、運動会や発表会等を行っているが、R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、関係者との協議の結果、開催に当たっては参加人数を絞ったり、クラスごとに分散したりして、人数を制限して実施した。	継続		・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくり
		学校教育課	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援	・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じたうえで、園では、子どもたちが、友だちとかかわりながら、自発的に遊ぶ教育活動の工夫を行うことができた。 ・幼稚園行事(作品展)に学校運営協議会委員の参加を得て、交流を図ることができた。 ・相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関と連絡しながら相談に対応した。	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援				継続		・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援
(5)子どもとかかわりをもつ大人に対する講座の開催 民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を開催します。	こども課	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。	(再)子どもの権利啓発の取組として、高田特別支援学校に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催した。	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。				継続		(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施策										
	(6)学校における人権教育への支援 学校における人権教育を支援するため、学校教育の重点説明会、転入・新規採用教職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施します。 また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供を行います。 ・市教育委員会学校訪問での指導(年1回、全ての学校を訪問) ・各校において年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	学校教育課	(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と研究のまとめの刊行による実践の共有化 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 (再)各校及び中学校区における年間指導計画についての指導	同和教育研究指定地区制度実施説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、資料配布のみで実施。2年目として、名立・潮陵中郷中学校区、城東中学校区、1年目として柿崎・吉川中学校区、城西中学校区を指定した。 ・9月9日に子どもの権利に関する参観研修会(各校1人参加)をオンラインで実施した。 ・市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指した授業の改善を指導した。	(再)実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 ・各校及び中学校区における年間指導計画についての指導			継続		(再)実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付 ・授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 ・各校及び中学校区における年間指導計画についての指導
第3節 社会参加の推進										
	(1)子どもボランティア参加推進事業 子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。	共生まちづくり課	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)	・新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア活動の紹介が困難であったため、たよりの配布を中止した。	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)			継続		・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)
	(2)キャリア教育における職場体験等の実施 人権感覚を養う学習の一環として、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。	学校教育課	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、職場体験を中止せざるを得なかった。キャリア教育の一環として、マナー講師を派遣するマナー講習会を各中学校で実施した。	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で職場体験を中止したが、コロナ禍での職場体験の持ち方を実行委員会等で検討し、実施する。	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施
	(3)謙信KIDSプロジェクト 心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊かで特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。	社会教育課	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・地域資源を活用した様々な体験活動により、上越市の特色を学ぶ14講座16コースを実施した。 参加者:児童293人	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。			継続		・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。
	(4)青少年教育事業 地域の子どもの対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を行います。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・各地区公民館にて、世代間交流等を取り入れた体験学習を計画し、19の青少年教育事業を実施した。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。			継続		・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。
	(5)家庭教育支援講座 保護者及び地域住民を対象に、家庭の持つ教育力を高める講演会等の事業を開催します。	社会教育課	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座を実施する。	・7地区公民館で7事業を実施した。「電子メディアとの正しい付き合い方」「子どもたちの健康とおやつ」などをテーマにした講演会等を実施した。	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座を実施する。			継続		・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座を実施する。
	(6)青少年健全育成センター事業 青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。	青少年健全育成センター	・街頭指導で非行防止・被害防止の声かけの実施(声かけ:7,000回以上) ・以下の若者育成支援事業の実施 ①若者の居場所(Fit)の開設 ②上越市「親の会」の開催(6回) ③若者育成支援団体のネットワーク集会の開催(3回) ④「義務教育終了後の進路を考える」研修の開催 ⑤支援員養成講座の開催(5回)	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、街頭指導は7月以降に実施(声かけ:8,000回) ・若者育成支援事業の推進 ①若者の居場所(Fit):5月から常設 ②上越市「親の会」の開催(4回) ③若者育成支援団体のネットワーク集会の開催(中止) ④「義務教育終了後の進路を考える」研修の開催 ⑤支援員養成講座の開催(5回)	・街頭指導により、非行防止・被害防止の呼びかけを継続する。(年間7,000人以上) ・若者の居場所(Fit)を中核とする高校生期の若者とその保護者の支援を実施する。 ①居場所利用者の掘り起こし ②親の会の充実 ③支援団体のネットワークの充実 ④支援員研修会の開催			継続	・街頭指導により、非行防止・被害防止の呼びかけを継続する。(年間7,000人以上) ・若者の居場所(Fit)を中核とする高校生期の若者とその保護者の支援を実施する。 ①居場所利用者の掘り起こし ②親の会の充実 ③支援団体のネットワークの充実 ④支援員研修会の開催	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
(7)地域青少年育成会議 地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上を目指す地域青少年育成会議の活動を推進します。 小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成を目指します。 青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。		社会教育課	・地域の青少年と大人が話し合い、活動を行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「地域青少年まちづくりワークショップ」の活動を中止した育成会議もあるが、可能な範囲での活動を行っている育成会議もある。 ・感染拡大の影響から、イベント等が中止となる中で多様な団体との連携も困難な状況にある。	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、また、感染拡大状況を注視しながら、地域の青少年と大人が話し合い、活動を行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を開催し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を中止した育成会議もあるが、R3年度については、活動をを行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を各地域で実施し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。	
(8)安全教室 保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。		市民安全課	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を要請し、計画的に実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行う。	・地域安全支援員、安全教育指導員、防犯専門官が保育園等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・専門官等の派遣要請がなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、全ての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が行われていることを確認した。	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を要請し、計画的に実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。			継続	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を働きかけ、指導員等の派遣要請のあった保育園、幼稚園、学校等では、年代に応じた内容で実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。	
(9)110ばん協力車制度 市民や市内事業所等に「110ばん協力車」のステッカーを貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。		市民安全課	・犯罪を抑止するため、市民や事業所等に対して「110ばん協力車」ステッカーを貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、希望者にステッカーを配布する。 ・登録台数(累計)を5,600台にする。	・広報上越や市ホームページ等の各種広報媒体を活用して110ばん協力車制度を周知した。 ・福祉事業所及びゴミ回収業者、学校関係者等に啓発チラシを送付して登録を呼び掛けた。 ・登録希望者にステッカーを配布した。	・犯罪を抑止するため、市民や事業所等に対して「110ばん協力車」ステッカーを貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、希望者にステッカーを配布する。 ・登録台数(累計)を5,750台にする。			継続	・犯罪を抑止するため、市民や事業所等に対して「110ばん協力車」ステッカーを貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、希望者にステッカーを配布する。 ・登録台数(累計)を5,850台にする。	
(10)安全安心まちづくり推進パトロール 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。		市民安全課	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ・パトロール距離数を28,700kmにする。	・子供たちを犯罪から守るため、防犯専門官、安全教育指導員等が、子供達の下校時刻にあわせたパトロールを実施した。	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ・パトロール距離数を29,350kmにする。			継続	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ・パトロール距離数を29,350kmにする。	
(11)安全メール 登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、交通安全、その他(クマ、サルの出没等)の情報を発信します。		市民安全課	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報を配信する。 ・市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかける。 ・安全メール登録件数を15,500件以上にする。	・市内で発生した災害や防犯、火災、交通安全等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑止した。 ・警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信した。 ・登録者数の増加に向け、市ホームページや広報等で周知した。 ・高齢者世帯訪問時及び市への転入者や学校関係者、入園・入学前の保護者等に対して啓発チラシを配布して登録を呼びかけた。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による安全安心情報の配信をR2年6月から開始した。	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報を配信する。 ・市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかける。 ・安全メール登録件数を17,500件以上にする。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による安全安心情報の配信を行う。			継続	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報を配信する。 ・市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかける。 ・安全メール登録件数を17,500件以上にする。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による安全安心情報の配信を行う。	
(12)日本語支援事業 早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。		学校教育課	・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣の実施 ・日本語支援が必要な児童生徒のための日本語支援員の学校への配置及びタブレットの配備	・上越国際交流協会や上越教育大学との連携のもとで、日本語支援を実施し、申請のあった児童生徒28人(小学生22人、中学生6人)に対して講師を派遣し日本語学習支援を実施した。日本語支援が必要な児童生徒が在籍する学校に、日本語支援用iPadを配備したり、5名の対象児童が在籍する小学校に日本語支援員を常駐させたりした。	・関係機関との連携を図るとともに、R2年度の新規事業の評価を確実にを行い、日本語支援が必要な児童生徒への学習支援。			継続	・関係機関との連携を図るとともに、R2年度の新規事業の評価を確実にを行い、日本語支援が必要な児童生徒への学習支援。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策			2020(R2)年度			2021(R3)年度		方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
具体的な施策(目的)			事業計画		実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)	意見				回答
実施施策											
(13)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進) 市の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。			学校教育課		・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・10月15日、2月4日に管理職を中心としたスクールマネジメント研修を開催し、学校運営協議会と連携したカリキュラム作成やカリキュラム・マネジメントの必要性等について学んだ。 ・1月15日に予定していた小中一貫教育研修は大雪のため中止した。 ・R2年度予定していた学校運営協議会代表者懇談会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止した。	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・「文部科学省CSマイスター」とはどういうものか。	・CSマイスターの「CS」は、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置している学校のこと、「マイスター」は、より良くコミュニティ・スクールを実現するために、文部科学省から認定を受けた知識等に優れた方のことで、小中一貫教育研修の際に派遣してもらっている。なお、大山賢一先生は元春日新田小学校長で学校運営協議会を設立された方でもある。	継続	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。
第4節 社会福祉の充実											
(1)子どもの発達支援 障害のある子どもや発達に不安がある就学前の子どもが保護者と共に通室し、より良い日常生活を送ることができるよう相談や療育を実施するほか、これらの子どもや保護者が不安を抱くことのないよう、切れ目のない支援を実施し、就学につなげていきます。また、保護者の疾病等、緊急の場合などに一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。			子ども発達支援センター		(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育等を実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業を実施した。 (再)休日に子ども発達支援センター相談会を開催した。 (再)保護者の負担軽減を図るため、保護者の通院やリフレッシュなどで利用できる、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日に子ども発達支援センター相談会を開催した。 (再)保護者の負担軽減を図るため、保護者の通院やリフレッシュなどで利用できる、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日に子ども発達支援センターの見学、相談会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施			(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)休日に子ども発達支援センターの見学、相談会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の実施	
(2)児童扶養手当 母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。			子ども課		・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度の周知を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知した。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知する。			・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知する。	
(3)子ども医療費助成 保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。			子ども課		・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。			・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	
(4)ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。			子ども課		・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。			・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	
(5)私立幼稚園等教育振興事業 保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び園児保護者への助成を行います。			教育総務課		・私立幼稚園等の保育料無償化の継続	・R元年10月からの私立幼稚園等の保育料の無償化を継続した。	・私立幼稚園等の保育料無償化の継続			・私立幼稚園等の保育料無償化の継続	
(6)就学支援委員会 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。			学校教育課		・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児258人、児童生徒115人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施			・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
	(7)特別支援学級 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。	学校教育課	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、難聴等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設			継続		・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設
	(8)学習指導支援事業 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。	学校教育課	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員85人と学校看護師1人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員90人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	・特別支援学級はかなり増えていると思うが、市の学級数やどういった種類の特別支援学級があるのか。また、担当教員数も聞きたい。	・R2年度、小学校は108学級、中学校は41学級。内訳は、小学校では、知的障害児が44学級、肢体不自由が6学級、病弱が4学級、難聴が3学級、自閉情緒が51学級。中学校では、知的障害児が19学級、肢体不自由が3学級、自閉情緒が19学級。なお、支援が必要な全ての子どもに介護員を付けているわけではなく、学校生活において、どうしても必要な子どもに対して、市として85人の介護員を配置している。	継続		・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置
	(9)奨学金貸付事業 経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。	学校教育課	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けを実施した。	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施			継続		・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施
	(10)就学援助費補助事業 保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障するため、学校教育法第19条に定める援助を行います。	学校教育課	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施			継続		・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施
	(11)通学援助費 遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成を実施した。	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施			継続		・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施
	(12)上越市自立支援協議会の運営 障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。	福祉課	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討	・R3年度～5年度までの障害福祉計画の策定に向けて、障害のある人(児童含む)を対象としたニーズ調査を踏まえ、自立支援協議会において支援体制の充実に向けた検討を行い、計画を策定した。	・障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とした障害福祉計画に基づき、障害のある児童等の相談等の支援体制の充実を努める。			継続		・障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とした障害福祉計画に基づき、障害のある児童等の相談等の支援体制の充実を努める。
	(13)障害児福祉手当 精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)障害児福祉手当の支給	(再)障害児福祉手当の支給(105人)	(再)障害児福祉手当の支給			継続		(再)障害児福祉手当の支給
	(14)特別児童扶養手当 精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)特別児童扶養手当の支給	(再)特別児童扶養手当の支給(413人)	(再)特別児童扶養手当の支給			継続		(再)特別児童扶養手当の支給
	(15)通所交通費の助成 市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。	福祉課	・市外の施設等の通所にかかる交通費の一部を助成する。	・通所交通費の助成 延べ人数:1,028人	・通所交通費の助成			継続		・通所交通費の助成
	(16)障害児日中一時支援事業 日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給			継続		・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給
	(17)国際交流事業の推進 子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを開催します。	共生まちづくり課	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	・小中学生異文化交流キャンプは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業を中止した。	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度				
目的達成のための施策		2020(R2)年度			2021(R3)年度		意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画		実施状況(3月末見込み)		事業計画(予定)					
実施施策		担当課									
(18)就学前教育における国際理解教育											
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く 支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保 育・教育者の国際理解のための研修の充実を図りま す。		保育課	(再)小学校が実施する人権教育、同 和教育の研修会へ参加する。	(再)11月13日開催の東本町小学校 の人権教育・同和教育研修会に参加 する予定だったが、新型コロナウイルス 感染症の影響から参加者が少数に 限定されたため、保育園関係者は参 加しなかった。	(再)小学校が実施する人権教育・同 和教育の研修会へ参加する。				継続		(再)小学校が実施する人権教育・同 和教育の研修会へ参加する。
		学校教育課	・国際理解教育の教職員研修会実 施の働きかけ	・園内研修で国際理解教育について 職員間で共通理解を図り、援助の仕 方や指示の仕方について研修を 行った。 ・参加を予定していた東本町小学校 の人権教育・同和教育研修会は新 型コロナウイルス感染症対策による 参加制限のため参加を見合わせた。	・国際理解教育の教職員研修会実 施の働きかけ				継続		・国際理解教育の教職員研修会実 施の働きかけ
イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深める ために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		保育課	(再)外国人の園児に対して、食事や 習慣などに配慮した保育の実践と保 護者への趣旨説明の実施	(再)宗教による食事の配慮につい て、外国につながる園児の保護者と 共有し、当該園児や周りの園児に対 して、わかりやすく説明した。	(再)外国につながる園児に対して、 食事や習慣などに配慮した保育の実 践と保護者へのわかりやすい趣旨説 明の実施				継続		(再)外国につながる園児に対して、 食事や習慣などに配慮した保育の実 践と保護者へのわかりやすい趣旨説 明の実施
		学校教育課	・国際理解教育の推進と、保護者の 理解を促す取組への働きかけ	・その子に合った教育について関係 者で継続的に話し合い、共通理解を 図った。 また、保護者参観など行事の中で、 人権擁護に関する園内での取組み 等を紹介した。これにより保護者同 士の理解が進み、保護者や園児に対 し温かくかかわっている様子が見ら れた。	・国際理解教育の推進と、保護者の 理解を促す取組への働きかけ				継続		・国際理解教育の推進と、保護者の 理解を促す取組への働きかけ
(19)学校教育における国際理解教育											
ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保 護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導等 の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの 理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信 や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解 や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力 し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本 語支援と並行して必要と実態に応じて母語による教 科支援を行います。		学校教育課	・外国人市民の児童・生徒に対する 日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際 理解や人権感覚の育成に関する授 業についての資料提供や支援の実 施 ・上越国際交流協会や上越教育大 学との連携強化による日本語を母語 としない児童・生徒を対象にした教科 支援の実施 (再)日本語支援が必要な児童生徒の ための支援員の学校への配置	(再)新型コロナウイルス感染症の蔓延など が理由で急遽帰国したALTがおり、 1学期は5名のALTが欠員の状態で あった。また、国の感染症対策によ り、新規ALTの補充ができなかった ため、2学期以降は12名のALTが欠 員状態であった。そのため、全ての 学校にALTを通年、配置できなかった ため、外国人や外国文化に対する 理解は、例年どおりには深まらなかつ たと思われる。 (再)日本語支援に関しては、上越国 際交流協会や上越教育大学との連 携のもとで、日本語支援を実施でき た。R2年度より、日本語支援が必要 な児童生徒が在籍する学校に、日本 語支援用iPadを配備したり、5名の対 象児童が在籍する小学校に日本語 支援員を常駐させたりした。	(再)新型コロナウイルス感染症禍で全ての 学校に通年ALTを配置できるかどう か、現時点では見通しがたない が、ALTを活用して、外国人や外国 文化に対する理解を深めていく。 (再)日本語支援に関しては、今後も 関係機関との連携を図るとともに、R2 年度の新規事業の評価を確実に行 い、日本語支援が必要な児童生徒の 学習を支援していく。				継続	(再)新型コロナウイルス感染症禍で全ての 学校に通年ALTを配置できるかどう か、現時点では見通しがたない が、ALTを活用して、外国人や外国 文化に対する理解を深めていく。 (再)日本語支援に関しては、今後も 関係機関との連携を図るとともに、R2 年度の新規事業の評価を確実に行 い、日本語支援が必要な児童生徒の 学習を支援していく。	
		共生まち づくり課	・学校等の総合的な学習への外国人 講師の派遣や国際交流センターの 見学等の受入れ(上越国際交流協 会へ委託)	・学校等の依頼により、講師を派遣し 講座を実施した。 実施回数:4件	・学校等の総合的な学習への外国人 講師の派遣や国際交流センターの 見学等の受入れ(上越国際交流協 会へ委託)				継続		・学校等の総合的な学習への外国人 講師の派遣や国際交流センターの 見学等の受入れ(上越国際交流協 会へ委託)
(20)社会教育における国際理解教育											
「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした 講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活 動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興 味関心を育みます。		社会教育課	(再)小学校4～6年生を対象とした世 界の文化を学ぶ講座の実施	(再)謙信KIDSプロジェクト事業にお いて、「ワールドツアー」の講座を実 施した。 全3回(25人受講)	(再)小学校4～6年生を対象とした世 界の文化を学ぶ講座の実施				継続		(再)小学校4～6年生を対象とした世 界の文化を学ぶ講座の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策 具体的な施策(目的) 実施施策	担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)						
1 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。	健康づくり推進課	・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知した。	・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知			継続		・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知
		人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・加えて、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止に向けて、広報上越や市ホームページなどで市民啓発に取り組んだ。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・加えて、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止に向けて、広報上越や市ホームページなどで市民啓発に取り組んだ。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・加えて、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止に向けて、広報上越や市ホームページなどで市民啓発に取り組んだ。			継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・加えて、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止に向けて、広報上越や市ホームページなどで市民啓発に取り組んだ。	
	(2)相談・救済体制の充実 エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有を行った。	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有			継続		・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有
(3)学校教育における取組 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識の習得と理解を得るよう取り組むとともに、人権教育、同和教育の中で、エイズ患者やHIV感染者等に対する偏見・差別について、人権に配慮した指導の充実を図ります。	学校教育課	・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、各中学校区では、9年間を見通した人権教育、同和教育の指導計画にエイズ患者やHIV感染者等の人権問題を位置づけ、他教科とも関連させながら指導を実施した。	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ			継続		・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	
2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるため、市民の学習機会の提供と市ホームページで啓発に取り組みます。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。
	(2)相談・救済体制の充実 ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、的確に対応します。	人権・同和対策室	・法務局や人権擁護委員と連携、協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。	・法務局や人権擁護委員と連携、協力し、相談に対応した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で関係団体主催の国立療養所施設見学事業が中止となったことから、参加できなかった。	・法務局や人権擁護委員と連携、協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。			継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止により参加できなかったが、R3年度については、内容の見直し等は考えていない。	・法務局や人権擁護委員と連携、協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。
	(3)学校教育における取組 ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を充実させます。	学校教育課	(再)各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、各中学校区では、9年間を見通した人権教育、同和教育の指導計画にハンセン病患者等の人権問題を位置づけ、他教科とも関連させながら指導を実施した。	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ			継続		(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ
3 難病患者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 患者に対する偏見や差別意識を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページで啓発します。	健康づくり推進課	・難病について窓口リーフレットの配置	・難病についてのリーフレットを窓口配置し、周知した。	・難病について窓口リーフレットの配置			継続		・難病について窓口リーフレットの配置
	(2)相談・救済体制の充実 国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、難病患者の人権問題について適切な相談ができる体制を充実します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。
		健康づくり推進課	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	・相談対応のため、保健所担当者との連携、情報の共有を行った。	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施			継続		・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度		
目的達成のための施策		2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策									
4 犯罪被害を受けた人への人権侵害									
-	(1)支援活動 専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。	市民安全課	・にいがた被害者支援センターの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け周知する。	・にいがた被害者支援センターの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行う。			継続		・にいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・犯罪被害者等の支援に関する自治体相談窓口として相談があった場合に備える。
	(2)学校教育における取組 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制を整備します。	学校教育課	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかけた。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。			継続	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。
5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別									
-	(1)啓発の推進 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布により啓発します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止としたため、配布数は648部に減少)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。			継続	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。
		青少年健全育成センター	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 ①街頭宣伝活動 ②上越市青少年健全育成研究会の開催 ③新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定事業を中止せざるを得なかった。啓発のため、広報上越での周知や市内小・中学校へのポスター掲示などを行った。	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 ①街頭宣伝活動 ②上越市青少年健全育成研究会の開催 ③新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集		継続	・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で諸事業を中止したが、内容の見直し等は考えていない。 ・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 ①街頭宣伝活動 ②上越市青少年健全育成研究会の開催 ③新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集	
	(2)相談・救済体制の充実 地域や関係機関と連携し、本人の更生意欲と併せて自立を援助するため、受刑したことへの差別や偏見について相談できるような相談体制の充実を図ります。	人権・同和対策室	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応した。	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。			継続	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。
	(3)学校教育における取組 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。	学校教育課	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深める。	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深めた。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。			継続	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。
6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別									
-	(1)教育・啓発の推進 ア 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	・新採用職員研修で、LGBTについて説明する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	・新採用職員研修で、LGBTなどの性的少数者に対する人権問題について説明した。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止としたため、配布数は648部に減少)。	・新採用職員研修で、LGBTについて説明する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。			継続	・新採用職員研修で、LGBTなどの性的少数者に対する人権問題について説明する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。
	イ 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を踏まえ、行政文書の不要な性別表記を削除します。	総務管理課	・申請書等の不要な性別表記の廃止	・適正な対応に努めた。	・申請書等の不要な性別表記の廃止			継続	・申請書等の不要な性別表記の廃止
	(2)相談・救済体制の充実 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して相談対応します。	人権・同和対策室	・関係機関や人権団体等と連携・協力し、相談に対応する。	・関係機関や人権団体等と連携・協力し、相談に対応した。	・関係機関や人権団体等と連携・協力し、相談に対応する。			継続	・関係機関や人権団体等と連携・協力し、相談に対応する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
	(3)性同一性障害に係る児童・生徒への対応 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。	学校教育課	・各種研修会、講演会への参加要請 ・各校における教職員研修の実施要請 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・9月9日に性的マイノリティについて学ぶ必修研修会(各校1人)をオンラインで開催した。講義の他に実践発表や当事者の参加およびメッセージの発信もあり、オンライン研修ならではの充実した研修となった。 ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。 (再)広報、ホームページ、所報、ポスター、学校内での紹介等を通して、教育相談等の周知を図った。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談、「子どもほっとライン」での電話相談、来所相談、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を実施した。	・各種研修会、講演会への参加要請を行う。 ・各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・実績では、「各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った」とあるが、特別な配慮を行ったということか。	・この「合理的配慮」は、障害者差別禁止法の中で示されている表現になる。学校では様々な特性のある子どもにできるだけ適した授業を目指しているが、それでも学校の生活、あるいは学習に困難をきたす場合に、その子に応じて合理的な配慮をしている。例えば、目が不自由な子どもに、大きい字の教科書を提供したり、体が不自由な子どもに、少しでも学校の授業ができるように補助的な環境設備を整えたり、テスト等についても、その子に応じて分かりやすく質問したりといった視点で配慮している。	継続		・各種研修会、講演会への参加要請を行う。 ・各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施
7 インターネットによる人権侵害										
	(1)啓発の推進 インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組めます。	人権・同和対策室	・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室でネット上の差別書き込みを監視する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼するとともに、人権・同和対策室で差別書き込み情報を監視した。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウィルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。	・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室でネット上の差別書き込みを監視する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。	・実績では、「人権・同和対策室で差別書き込み情報を監視した」とあるが、監視の結果は何事もなかったのか、それとも、何か該当する事例があったのか。 ・インターネット上で教育を非難する掲載があったとの話だが、市内の小中学校で、これに該当するような事案が発生した場合、その学校単独で対応するのではなく、このインターネットに関わる書き込みに関しては市で対応するという理解でよい。 ・関係団体として、県内各地の被差別部落の写真や動画を撮り、その情報をインターネットに掲載していることは承知している。今後は、関係団体としても法務局に対して、削除されるまで繰り返し削除要請していく。	・2019年1月頃から定期的にインターネット上の特定の掲示板を監視している。情報量が多く、内容も多岐に渡るため、監視には限界があることから、関係団体・機関と連携して取り組んでいる。その中で、差別的な書き込みを見つけた場合、市では法務局に「削除要請」を行っており、毎年数件の部落差別に関する書き込みを削除要請している。最近では、鳥取ループ「示現舎」という名前で、市内の学校の人権教育、同和教育を非難するような掲載があった。 ・インターネット上の差別書き込み対応の主体については、書き込み内容によって担当課が異なるものとする。状況によっては、学校教育課と相談が必要になってくる場合もあると思っている。	継続		・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室でネット上の差別書き込みを監視する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。
	(2)相談・救済体制の充実 インターネット上での差別事象について、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して監視及び情報収集に取り組みます。また、インターネット上の人権侵害についての相談窓口を周知します。人権侵害情報を確認した場合は、新潟法務局上越支局と連携を図りながら、相談や救済に向けた取組を行います。	人権・同和対策室	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・人権侵害情報を確認した場合には、法務局と連携して的確に対応する。	・法務局や人権団体と連携・協力し、監視及び情報収集に取り組むとともに、相談や救済、人権侵害情報の削除に向けて取り組んだ。	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。			継続		(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。
	(3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。	広報対話課	・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的点検を行う。	・4月下旬に開催を予定していた広報主任会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止したことから、資料配布にて人権尊重の観点から適切な表現の使用など掲載内容のチェックの徹底を図った。 ・各課が作成した市ホームページの各ページを広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載した。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検した。	・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的点検を行う。			継続		・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的な点検を行う。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R2.11.2開催)で公表済み			同和対策等審議会(R2.11.2開催)で出された意見と回答		2021(R3)年度			
目的達成のための施策		担当課	2020(R2)年度		2021(R3)年度	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況(3月末見込み)	事業計画(予定)					
実施施策										
—	(4)学校教育における取組 パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。	学校教育課	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市立教育センターの研修が中止になるなど、研修機会の減少や規模縮小を余儀なくされた。 ・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事や上越教育大学教官などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を実施した。	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。			継続		・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。
8 北朝鮮当局による拉致問題										
—	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や市ホームページで周知を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題のパネル展示(3会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。 ・県や関係団体と連携・協力し、拉致被害者を救出するための署名活動を実施する。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題巡回パネル展の開催(2会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、市と県、関係団体共催による高田城百万人観桜会会場の拉致被害者を救出するための署名活動は中止した。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題のパネル展示(3会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。 ・県や関係団体と連携・協力し、拉致被害者を救出するための署名活動を実施する。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題巡回パネル展の開催(2会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。 ・市と県、関係団体共催による高田城百万人観桜会会場の拉致被害者を救出するための署名活動を実施する。
—	(2)学校教育における取組 児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。	学校教育課	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・県の人権課題を学習する中で拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用するよう指導した。また、「祈り」(横田滋氏の追悼記録写真集)を市内全小中学校で紹介し、拉致問題解決への意識の高揚を図った。 ・教職員に各種研修会への参加を促した。	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。			継続		・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。
9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別										
—	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・小学校へ新潟水俣病問題に関わる県事業(啓発パネル及び写真パネルの貸出、DVD貸出、出張語り部の派遣など)の活用を働きかける。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設や研修会等で配布した(新型コロナウイルス感染症の影響で複数の研修会等を延期・中止したため、配布数は648部に減少)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、R2年度は小学校へ新潟水俣病問題に関わる県事業の活用を働きかけなかった。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,500部)。 ・小学校へ新潟水俣病問題に関わる県事業(啓発パネル及び写真パネルの貸出、DVD貸出、出張語り部の派遣など)の活用を働きかける。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、1年延期となった全国人権・同和教育研究大会新潟大会及び企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,300部)。 ・小学校へ新潟水俣病問題に関わる県事業(啓発パネル及び写真パネルの貸出、DVD貸出、出張語り部の派遣など)の活用を働きかける。
—	(2)学校教育における取組 県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。	学校教育課	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用した授業を行うために、各校における教職員研修の実施を働きかけた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で越佐にんげん学校や環境とにんげんのふれあい館等が主催する研修会の中止等により、研修機会が縮減した。	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。			継続		・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。

1 上越市人権総合計画策定の根拠

「人権都市宣言」及び「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」の具現化に向けて、人権尊重のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「上越市人権総合計画」を平成14年度に策定。

【策定の根拠】

(1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(H12)

第5条 地方公共団体は（中略）、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を負う。

(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」(H28)

第3条 地方公共団体は、部落差別の解消に関し、（中略）その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(3) 上越市人権条例 (H9)

第5条 市は（中略）、総合計画を策定するものとする。

【これまでの人権総合計画の策定状況】

- ・第1次人権総合計画 (H14～H18)、第2次 (H19～H23)、第3次 (H24～H28)
- ・現在の第4次計画 (H29 策定) が5年経過し令和3年度で終了。

2 第4次人権総合計画について

第4次計画では、8つの「施策の目標」それぞれに対して7つの「目標達成のための施策」を設定し、関係課が関係事業を実施している。

【施策の目標】・・8つの目標

「人権を守る取組」、「同和問題の根本的かつ速やかな解決」、「障害者の自立と社会参画の実現」、「男女共同参画社会の実現」、「外国人市民の人権保障の実現」、「高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実」、「子どもの人権の確保」、「様々な人権問題への対応」

【目標達成のための施策】・・7つの施策

「個人情報保護・人権侵害の救済」、「人権擁護の確立」、「人権教育・啓発の推進」、「社会参加・参画の推進」、「職業の安定と雇用の促進」、「社会福祉の充実」、「生活環境の改善」

【関係事業の評価】

- ・関係課が実施する201事業を実施計画に記載し、毎年度、評価を実施。
- ・R2年度の評価結果は、感染症の影響で「達成」と「概ね達成」が93%。

3 第5次人権総合計画策定の方向性

(1) 市民意識調査の結果

- ・令和2年9月に市民2,000人を対象に実施。
- ・回答率は42%（前回は34%）。主な指標は以下のとおり。（ ）はH27年調査の数値
 - 人権全般…「これまで自分の人権が侵害されたことがある」 ⇒ 15% (21%) 6ポイント改善
 - 同和問題…「本籍等を調べる身元調査は行うべきではない」 ⇒ 69% (60%) 9ポイント改善
 - 「 」 …「子の婚約者が同和地区出身者でも結婚を認める」 ⇒ 56% (48%) 8ポイント改善
 - 女性差別…『女性家事に専念』という考えはおかしい ⇒ 50% (31%) 19ポイント改善
 - 外国人 …「外国人を理由にアパートを貸さないのは差別」 ⇒ 38% (32%) 6ポイント改善

調査結果より、市民の人権意識は高揚傾向にあることから、策定に際しては引き続き、現計画に位置付ける人権・同和施策の方向性を継続することを基本とし、以下の視点を加えて必要な見直しを行うこととしたい。

(2) 第5次計画の策定方針

◆方針1 … 基本目標は維持

第6次総合計画に掲げる将来都市像「すこやかなまち 人と地域が輝く上越」の実現に向け、第1次計画から継続している、「差別をしない、させない、許さないまち」と「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」を基本目標とする。

◆方針2 … 関係法令の制定・改正や市の各種計画の改訂を反映

H29以降、新たに施行された法令や改定された当市の各種計画を踏まえた見直しを行う。
 関係法令：「児童虐待防止法」改正、「バリアフリー法」改正、「女性活躍推進法」改正、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行等
 県関連計画：県人権教育・啓発推進基本指針の改訂（R2年3月、16年ぶりに改訂）
 市関連計画：第6次総合計画後期基本計画、子ども・子育て支援総合計画、障害者福祉計画、いじめ防止基本方針、第3次男女共同参画基本計画等

◆方針3 … 社会情勢や地域課題を反映

「新型コロナウイルス感染症」に関しては、当市でも人権侵害が発生し、今後も予断を許さないことから、新たに項目立てする。具体には「様々な人権課題」の一つ目に位置付ける。

◆方針4 … 計画期間

計画期間については令和4年度から8年度までの5年間とする。

4 検討体制について

審議会

(1) 上越市同和対策等審議会

① 根拠

- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例
- ・上越市同和対策等審議会規則

② 構成（14人）

- ・会長 … 寺田喜男氏（白山会館運営委員長）
- ・副会長 … 磯貝芳彦氏（上越教育大学特任教授）
- ・委員 … 人権擁護委員、民生委員、部落解放同盟上越支部長、上越公共職業安定所長、城北中学校長、東本町小学校長、北本町4丁目町内会長、上越国際交流協会事務局長

③ 役割

- ・第5次人権総合計画の策定を諮問する。

庁内関係課

(2) 同和対策等推進会議

① 根拠

- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例
- ・上越市部落差別などの解決に向けた同和対策等推進会議設置要綱

② 構成（10課）

共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、すこやかなくらし包括支援センター、健康づくり推進課、保育課、こども課、産業政策課、学校教育課、社会教育課

③ 所掌事項

- 部落差別などあらゆる差別をなくし、人権を擁護するための基本的事項に係る施策を推進する
- 総合計画の策定に関すること、実態調査及び意識踏査に関すること、人権擁護施策の推進に関すること、庁内の推進体制の整備及び人権擁護関係団体との連携に関すること等について協議する。

5 スケジュール

時 期		項 目
R3 5	下旬	同和対策等審議会での計画案の審議（1回目）
8	上旬	同和対策等審議会での計画案の審議（2回目）
10	上旬	同和対策等審議会での計画案の審議（3回目）
	中旬	広報上越12月号掲載依頼（パブリックコメント実施）
		審議会正副会長による計画案の確認
	下旬	審議会委員への計画案の報告（計画案）
理事、副市長、市長への説明 市長への答申（審議会正副会長）		
12	上旬	市議会所管事務調査「第5次人権総合計画の策定について」
	中旬	パブリックコメント実施の市長決裁（広報対話課合議）
		パブリックコメント実施の市議会議員への報告（書面）
		パブリックコメント実施の報告（庁議）
		パブリックコメント実施の公表（～1月中旬）
R4 1	中旬	印刷発注（計画、リーフレット）の準備
2	上旬	パブリックコメントの意思決定及び結果公表の市長決裁
	中旬	市議会へのパブリックコメント結果の報告
		同和対策等審議会委員への報告（パブリックコメントの結果送付）
		広報上越3月号掲載依頼（パブリックコメント結果）
3	上旬	印刷物の納品
	中旬	パブリックコメント結果の公表（～4月中旬）
4	上旬	関係先への印刷物（計画）の送付